

Discussion Paper # 91 - DOJ - 30

## 中国における1987～90年の政治経済的過程と 体制改革の基本的諸問題

小宮 隆太郎

1991年7月

通商産業研究所 Discussion Paper Series は、通商産業研究所における研究成果を取りまとめ、所内での討議にもちいるとともに、関係の方々から 御意見を頂くために作成するものである。この Discussion Paper Series の内容は、研究上の試論であって、最終的な研究成果ではないので、著者の許可なく、引用 または複写することは 差し控えられたい。また、ここに記された意見は、著者個人のものであって、通商産業省または著者が所属する組織の見解ではない。

## 要旨

1987～90年に起った中国の政治経済的過程上の出来事、あるいはそれに関連する（また今後関連するであろう）大きな出来事として、1988～89年の「第二次」経済過熱、天安門事件、ソ連・東欧における旧社会主义体制の解体、の三つが挙げられよう。再度の経済過熱・インフレ昂進とそれに伴って起った社会的不正に対する国民の不満が天安門事件の一つの背景になっており、そこには中国の現在の「体制」に内包されている諸要因に根ざす問題があると考えられる。

1984～90年の間の都市経済（全民所有・国営企業部門）の体制改革を振り返ってみると、実質的にあまり進歩がなかった。二度にわたり激しいインフレを経験したにもかかわらず、価格体系の本格的な合理化は実現されておらず、エネルギー・基礎資材や電力・運輸等の基礎サービスの供給不足は解消していない。企業制度に関しては、本来の「企業」の形成への道は依然として遠い。金融面では、企業投資のための資金供給の大部分が銀行貸出に代わったが、銀行の「企業化」はまだ進んでいない。中央政府と地方政府の権限配分は依然として安定しておらず、かつ不透明である。対外貿易や経済特区への外国企業の誘致はこの8年間に進んだが、対外経済取引は中央・地方政府のさまざまな直接的管理・規制のもとにあり、GATT（関税及び貿易に関する一般協定）加入は未だに実現していない。また天安門事件のため西側諸国から「経済制裁」を受けるという事態が生じ、その余波は今日に及んでいる。

中国は「四つの現代化」を国家政策の基本課題としてきたが、およそ「現代化」のためには、(1)合理的思考、(2)個人・団体の権利・義務の明確化、(3)「人治」「党治」ではなく「法治」制度、といった事柄が満たされる必要があろう。しかし、現在の中国は、これらの点について「現代化」のための前提条件が満たされるには程遠いように思われる。

旧ソ連型社会主义や西欧先進諸国の私企業制市場経済と比較したとき、中国の現在の「体制」(regime)には内的整合性(consistency)の面で問題があるようと思われる。生産手段の基本的部分を全人民所有・集団所有とすることと市場機構は十分両立しうると考えられるが、市場機構の円滑な機能のためには情報の自由な流通を認め、また企業・行政機関・司法機関を「人治」「党治」から解放して法治のもとにおくことが必要である。

# 中国における1987～90年の政治経済的過程と 体制改革の基本的諸問題

(未定稿)

小宮 隆太郎

1991年7月

## 目 次

はじめに	1
第1節 1987～90年の政治経済的過程	2
第2節 改革の現状評価	14
第3節 「現代化」の課題	18
第4節 「体制」比較と改革の課題	24
おわりに	33
図表	35
注記	44

## はじめに

本稿は1987年頃から現在にいたるまでの中国における政治経済的展開を概括的に回顧し、中国の経済体制改革の現状を評価するとともに、中国にとっての今後の「体制」改革の基本的諸問題を検討しようとするものである。

まず第1節では1987～90年の中国における政治経済的展開のうちの主要なもの、

すなわち1988～89年の（第二次）「経済過熱」、それを契機として拡がった社会不安・不満が一つの背景となって発生した天安門事件の影響、それらの収束過程、余燼について概観する。またソ連・東欧における旧ソ連型「社会主义体制」の解体が今後の中国に及ぼすと思われる影響について推測する。

第2節では、1983年以降の中国の経済体制改革の成果をごく簡単に概観し、総括的評価を試みる。第3節では、一つの経済社会が「現代化」あるいは「近代化」するとはどういうことかについて、私の理解を述べ、中国の経済社会の「現代化」のために、どのようなことが必要かについて私見を述べる。

第4節では「旧ソ連型社会主义体制」と西側諸国の「私企業制市場経済」の「体制」(regime)を比較し、それらと対比させつつ現在の中国の「体制」あるいは現在中国が目指している「体制」の諸特徴、すなわち所有制、資源配分と所得分配の機構、政治制度、情報流通体制等の論理的一貫性(logical consistency)について論じ、今後の中国の「体制」改革にとって基本的な事柄であると考えられる諸問題について論じる。

## 第1節 1987～90年の政治経済的過程

本節では、1987年から90年にかけての(a)中国における政治経済的展開(developments)、および(b)それが中国をとりまく国際環境を大いに揺がせたことから中国自身に及んできた反響効果(repercussions)、さらに(c)この間に中国での政治経済的過程とは別個に国際環境に生じた新しい展開が今後中国に及ぼすであろう影響について、日本の一経済学者の観察と感想を述べる。以下ではこれを、(1)「経済過熱」の再燃と激化、(2)天安門事件、(3)ソ連・東欧における「社会主义体制」の解体<sup>1)</sup>、(4)収束と余燼、の四つの項目に分けて述べることとする<sup>2)</sup>。

「経済過熱」の再燃と激化 1987年3月に趙紫陽国务院総理（当時）は『政府活動報告』のなかで「1984年から85年にかけて一時現れた経済過熱を一応克服し、国民経済全般をひきつづき正常な発展の軌道にのせたこと」が、1986年の「もつ

とも重要な成果」であったと述べた。これに対して私は1988年4月の第3回日中経済学術シンポジウム（北京市）に提出した論文のなかで、「1987年をつうじて、断片的な報道から私が受ける印象では、『経済過熱』傾向はいっこうに沈静の兆しが見えない」と述べた<sup>3)</sup>。実際、その後のインフレの激化には凄まじいものがあった。各種の物価指数ことに小売物価指数は、1984～86年のインフレ昂進期のピーク時（1985年後半）に一時10～13%（前年同月比、年率：以下、特に断らないかぎり同様）の水準に達したのが、その後1986～87年には一桁台に収まっていた。ところが、1987年央以降再び激しい騰勢を示し、インフレ率は二桁台に突入した。1988年後半から89年前半まで多くの都市の「全社会小売物価総指数」は25～35%に達し、広州市などでは40%を越えるにいたった（第1図参照）。この「経済過熱」に伴って工業総生産の成長率（実質）は、1988年には再び20%を超えた（第2図）。したがって1985～86年を「第一次経済過熱期」、1988～89年を「第二次経済過熱期」と呼ぶことができ、インフレ率は第二次の方がはるかに高かった。

「経済過熱」のもう一つの症候である経常収支（あるいは貿易収支）の大幅赤字についても、1985、86年にそれぞれ114億、70億米ドルという巨額の赤字を記録した後、1987年には僅かではあるが3億ドルの黒字と、一旦均衡を回復したのだが、1988、89両年には再びそれぞれ38億ドル、43億ドルという高水準の赤字を記録した（IMF統計による経常収支の値）。中国の経常収支の大勢は貿易収支によって決まるが、貿易外収支・移転収支の合計はほとんどの年について、若干の黒字となっており、貿易収支の赤字（IMFベース）は上記の経常収支の赤字を15～20億ドルほど上回っている（第3図、第4図参照）。

一国の経常収支が赤字となれば、その国の「対外純投資ポジション」(net international investment position)はその赤字額だけ悪化する。最近の中国の「対外純投資ポジション」について私は正確な情報を承知していないが、世界銀行（IBRD）の World Debt Tables: 1990-1991 は1989年末の中国の総債務残高として449億米ドルという数字を挙げている。これは絶対額としてはブラジル・メキシコ等のいわゆる「重債務国」中、第4位あたりに位する大きなものである。中国の総債務残高は1980年末には45億ドル、1983年末には96億ドルにすぎなかつたから、中国の対外総債務は十年間に十倍、六年間に五倍に膨れ上がったことに

なる。これは中国の対 G N P 比率としてもかなり大きな対外債務である。1983年末には人民元の為替レートは1米ドル=1.98元であったが中国におけるインフレの進行とともに人民元レートは逐次切下げられて1989年末には1ドル 4.72元、1990年11月には5.22元となった（第5図）<sup>4)</sup>。1980年代初には公定為替レートで換算した対 G N P 比率で2%以下にすぎなかった対外総債務が、わずか十年間で G N P の13~14%程度まで上昇したことになる。

インフレの激化に伴って一方では、多くの都市住民収入の増加は物価上昇に追いつかなかつたから、彼等の多くの生活水準は停滞・低下し、給与・収入が多かれ少なかれ固定されている（被）雇用者（employees）、ことに超過勤務給与や奨励金その他企業利潤の分配の恩恵にあずかることが比較的少ない公務従事者・知識人・学生・年金受給者等の生計は窮迫した。他方では、1980年代初頭以来の経済体制改革に伴って中国の新しい市場経済に登場してきた一部の農民や自営業者のなかには巨利を博するものが少なからず、また下記の「官倒」の横行により、国民の間の貧富の差が拡大した。

インフレに伴う社会的不安定性を一層悪化させたのは、「官倒」、すなわち国家機関等が公金を使ってヤミ取引をし不正な利益を挙げることが盛んに行われたことである。中国では (i) 価格制度の本格的改革がほとんど進行せず、少なからぬ重要物資について今日にいたるまで二重価格制が実施されてきた。また(ii) 企業についての法律制度・経営規律がいまだに確立されておらず、公共部門と民間部門が明確に区分されていないことから、政府機関と結びついた多くの公司が設立された。これが二重価格制下で経済的腐敗の温床となり、二重価格や割当制、その他国営あるいは半官半民の特権を利用して不当な利益を挙げた。インフレ下のこのような展開が一般の国民の憤慨の的となるのは当然であろう。さらに(iii) 中国では古来“ネポティズム”(nepotism)の傾向が著しいが、その傾向が共産党政権下でも払拭されず、最近の十数年ではその弊害がむしろ著しくなってきた感があり、高級・中級の「幹部」やその子弟・縁故者が各種公司の重要なポストを占めたり、就職・昇進・留学・海外渡航にかんして有利な待遇を受けることが広く行われ、一般国民ことに学生達の不平・不満・批判の焦点となつた<sup>5)</sup>。

天安門事件　天安門事件の展開やその原因と帰結、およびこれに関して中国當

局・各國政府がとった措置・政策について論じることは、本来政治学の領域に属することであり、本稿の範囲外のことである。ただ、ここではこの事件の背景と影響について若干の観察・感想を述べておきたい。

まずその一般的背景として、経済体制改革と対外開放政策により、国内・外国の情報がある程度自由に流通するようになったこと、いま述べたインフレの激化に伴って社会的不安定性が拡がったこと、インフレの被害者である都市住民ことに知識人・学生の不満、および幹部の不正・腐敗・ネポティズムに対して不公平・不公正感が強まり、一般国民ことに学生達の怒りが高まったことが指摘されるであろう。

天安門事件の影響としては、まず国内においては中国共産党の正統性(legitimacy)と国民の党に対する信頼・信認が大きく傷つけられたといえよう。その修復には今後かなりの年月を必要とするであろう。われわれが在日・在米の中国人留学生（政府・政府機関・企業から派遣されている留学生のほとんどは共産党員であろう）等や、中国の大学で教鞭をとって帰国してくる日本人学者から聞く話のなかには、そのことを伝えるものが少なくない。

つぎに天安門事件の国際的な影響は、私は非常に大きく、かつ長期に及ぶ性質のものであると考える。天安門事件後、西側諸国(O E C D [経済協力開発機構]加盟主要国)は中国に対して「経済制裁」措置を実施し、中国との国際経済関係は広い範囲にわたって抑制された。新規の経済援助・借款は停止あるいは延期され、民間企業も新規の投資・借款をほとんど中止し、輸出入貿易も低迷した(第4図参照)。西側諸国から「経済制裁」を受けることになった中国の、国際社会のなかでの「威信」(prestige)は低下し、その外交活動は有形無形の制約を受けざるを得なかった<sup>6)</sup>。

中国当局は天安門事件に関連してしばしば「外国勢力(ことに米国)の介入」を非難したが、中国外からみていると、同事件は、基本的には、経済体制改革、対外開放政策、経済過熱、「官倒」現象、五四運動五十周年記念活動等、中国自身の内部における一連の自律的な政治経済的過程の帰結として起こったものとして理解される。天安門事件が「ごく小数のものが学生運動を利用して引き起こした」とか「外国反動勢力の介入」のために生じたと考えるのは、社会科学的な理解の仕方ではなかろう。

文革の終結後中国が、経済体制改革・対外経済開放の方針をとるようになってから、日本をはじめ西側諸国の多数派は中国が政治的経済的に安定して着実に発展し、平和が維持され、相互の経済・文化交流関係が次第に緊密化してゆくことを望んでいるのであって、中国に大きな政治的変動（「暴乱」？）が起こることを望んではいない。中国では外国の反社会主义（反動？）勢力が中国の社会主义を倒して中国を「資本主義化」することを望んでいるという宣伝がなされているようだが、西側の責任ある指導者や知識人のなかでそのようなことを望んでいる人はまずいないであろう。中国が「資本主義化」（それが何を意味するのか明瞭でないが）しても、それによる西側「資本家」（とは誰のことだろうか？）の利益はネグリジブルであり、中国の混乱に伴って西側諸国におよぶ不利益（たとえば難民の流出、復興に必要な援助等も含まれる）の方がはるかに大きい。西側諸国において責任のある地位を占めている人々の多数派が望んでいることは、中国の内外の環境が安定的に推移し、民衆の生活水準が着実に向上し、また民衆の願いが中国の政治に反映することであって、中国に動乱が起こったり、政権が倒されて「資本主義化」することではない。

中国当局は天安門事件に関連して各国政府がとった「経済制裁」措置を非難したが、ここではそれらの措置の妥当性・不当性やそれらに対する非難の妥当性・不当性は暫く措き、中国においてあのような事件が起これば、「議会制民主主義による政治が行われている西側諸国（日本も含めて）の政府はある種の制裁的措置をとらざるを得ない」ということ、そしてそのことは当然予想されるところである、ということを述べておきたい。中国がそのような国際的連鎖反応を予想していなかつたとすれば、中国の指導者たちの間に西側諸国の国内政治過程および国際経済関係についての理解が不足しているといわざるをえない<sup>7)</sup>。

天安門事件は西側諸国の民間企業の中国関係担当者の心理と今後の行動に大きな影響を及ぼした。彼等の多くは文革終結後これまで一見静穏・安定的に推移してきた中国の政治・社会の中に、ある種の不安定性が内在していることを改めて痛感させられたのではなかろうか。そのような不安定性が顕在化したときに、駐在員の安全、各種の理由による契約の不履行、投資計画や継続的取引の中止、あるいはそれらの可能性等<sup>8)</sup>、難しい問題が次々に生じることを、彼等は思い知らされたのである。

日本の大企業（商社・メーカー・銀行）では、中国関係の取引・直接投資を担当する部署に配属されること、また中国に駐在を命ぜられることは、社員にとってあまり歓迎されることではない。地域別のランク付けでは、欧州・北米・大洋州等の先進諸国地域に次いでアジアNIES、ASEAN諸国、一部の（治安の良い）中南米諸国が歓迎され、中国は担当地域・駐在地として南アジア・中近東・アフリカ諸国の多くと同程度あるいはそれよりは幾分か上だが、前記の諸国よりはかなり低い評価を受けているように思われる。それは中国との商取引のやり方がしばしば西側諸国の常識による尺度から外れビジネスがなかなか円滑にはゆかないこと、誰が眞の責任者かはっきりしないこと、法律規則等がはっきりしないこと、事業・取引を始めたあとになって、地方政府等から、法令・契約に定められていない納付金・寄付金を要求される場合があること（「攤派」？）、在勤したときの生活条件（ことに家族にとっての生活条件）が悪く、またしばしば単身でしか駐在できない場合（つまり中国側が家族のための住宅を提供しない、あるいは提供できない場合）も少なくないこと、等による。天安門事件によってこの種のランク付けにおける中国の地位はさらに幾分か低下した感がある。

日本の学者・知識人・政府当局者等のなかで中国の経済体制改革あるいは「近代化」を積極的に支援しようと考えてきた人々のなかにも、天安門事件および同事件に際しての中国当局の処置によって失望させられ、幻滅(disillusionment)を感じた人々が少なくなかったようである。

ソ連・東欧における「社会主义体制」の解体 1987年から90年までの間に、ソ連・東欧では大きな政治的变化が起こった。まずソ連は大胆な政治経済体制の改革に着手し、“ペレストロイカ”を開始し<sup>9)</sup>、言論・報道面での“グラスノスチ”を大胆に進めるとともに、核兵力をもつスーパーパワーの地位を放棄し、第二次世界大戦後の「冷戦」は終結した。そしてソ連邦内の少数民族国家であるいくつかの共和国が独立（あるいは従来以上の自主性）を求め、大ロシア帝国からの離反を始めた。ソ連内のかなりの数の共和国では共産党の一党専制体制は放棄されて複数政党制に移行し、自由選挙が行われ、その結果共産党ではない政党が第一党となって政権を掌握したところも少なくない。

東独では、国民がこれまで共産党（社会主義統一党）も旧ソ連型の「社会主义」

も支持しておらず、従来の東独政府はソ連の傀儡政権にすぎなかつたことが明らかになり、東西ドイツの統合（西ドイツによる東ドイツの吸収）が予想以上の速度で実現した。ルーマニアでは従来の共産党政権が倒され、それは「社会主义」の名をかりた独裁政権にすぎなかつたことが明らかになつた<sup>10)</sup>。その他の東欧諸国やソ連・モンゴル人民共和国・アルバニア等でも共産党の一党専制政治は放棄され、多くの国で共産党は政権の座を失い、市場経済体制への移行が始められ、ワルシャワ条約機構の軍事同盟は解体された。

これらの大きな政治的変化は中国にどのような影響を及ぼすであろうか。おそらく直接的・短期的影響はそれほど大きくはないであろう。しかし間接的・長期的な影響は非常に大きいのではなかろうか。中国の政治経済諸制度のなかには、東欧諸国・モンゴルの政治経済諸制度と同様、もともとソ連に習って導入された旧ソ連型社会主义方式のものが多い<sup>11)</sup>。それらの多くが、東欧諸国のみならず、本家のソ連でも、過去の非効率的・前近代的なものとしてペレストロイカ、グラスノスチによって清算され改革されようとしている。中国でも1976年以降、旧ソ連型方式を改める経済体制改革が進められてきたが、いまやほとんどの「社会主义」諸国が改革に着手しており、どのような改革が成果を収めるか、改革のコンクールが始められた感があり、いずれの国もこの競争の落伍者になりたくないと考えている。

政治制度の面では、中国はいまや、北朝鮮・キューバらとともに、共産党専制政治を維持するごく少数の国の一つとなつた。

第二次大戦後、「民族自決」は国際社会のなかの一つの大きな潮流となり、英・仏・オランダ・ベルギー等の旧帝国主義的大帝国はいずれも解体されて多くの国が独立し、国連加盟国は当初には50ヶ国であったのが今日では160ヶ国を越えるにいたつた。そのような展開のなかでソ連と中国の二大帝国のみが第二次大戦直後の版図を今日まで維持し続けてきた。ところがいまや傀儡政権をつうじるソ連の東欧諸国・モンゴル支配は放棄され、ソ連邦内の少数民族のなかにもバルト三国・グルジア・アルメニア・アゼルバイジャン・モルダヴィア・白ロシア・ウクライナ等、完全独立を求め、あるいは完全独立とまではいかなくとも多くの共和国でロシア人支配の排除とより高度の自決(self-determination)を求める主権確立の動きが強まつてゐる。もし5~10年の視野で見たときにソ連内のバルト三国

・グルジア・アルメニア等の独立が不可避であるとすれば、同じような視野でみたときには中国においてもチベットの独立や内外蒙古の統一といった問題がいずれは日程に上がって来ざるをえないのではないか。

収束と余燼 1988年秋以降、中国では再度の「経済過熱」とそれに伴う社会的政治的不安定性(social and political instabilities)の克服のために、財政金融の両面から経済全体としてのマクロ的総需要を抑制する強力な引締め政策がとられた。この強力引締め政策は、天安門事件以後はじめて政治的に実行可能になったものと推測されるが、もっともっと早くに着手されるべきものであった。総需要抑制のために、市場経済諸国でとられる通常の金融引締め（銀行貸出しの抑制）・財政支出抑制の諸措置とともに、旧態依然たる統制価格の凍結（あるいは半凍結）、直接的手段による企業投資・社会（集団）的消費の圧縮、輸入制限の強化等の非市場的抑制手段も使用された。

その結果、工業生産の上昇率は抑制され、1989年秋から90年初にかけては名目値でも前年比ではほぼゼロとなった（第6図）。物価上昇率（前年同月比）は1989年秋から概ね二桁台を割り、1990年央には2~3%まで下がった（第1図）。貿易収支の赤字も1988年末から89年前半までをピークとして縮小に向かい、1990年初からは黒字基調となった（第4図）。最近の報道では1990年中の貿易黒字額は90億米ドルを超える、外貨準備高は大幅に増加して空前の水準に達した（第7図）。

ことに米国側の統計によれば中国の対米貿易黒字は100億ドルに達し、米国との二国間貿易収支において中国は日本に次ぐ黒字国になったといわれる<sup>12)</sup>。かくして「経済過熱」状況は全面的には完全に沈静した。

しかし1990年後半以来、マクロ需要管理政策ことに金融政策については、中国の関係者達の間で意見が分かれているようであり、一方には貨幣供給をもう少し増やすべきであるという見解（流通貨幣不足論ないし需要不足論？）があり、他方には国民のもっている購買力（預貯金）は強い潜在的インフレ圧力であるという考え方があるらしい<sup>13)</sup>。また1990年秋には工業生産が前年比10%以上の増加率を示していることもあって、1991年に物価上昇率は再び上昇するという見方もある。人々の間の「インフレ予想」(inflationary expectations)が沈静したのか否か、あるいは沈静に向かっているのか否か、判断が難しい。

財政面では投資的（基本建設）支出が厳しく抑制されたが、物価凍結のために生活必需品への価格差補給金の支出増があり、また多くの企業で利潤が大幅に減少し、赤字企業の比率も赤字額も増大して企業利潤からの納税をはじめ各種の税収が減少しているので、中央・地方の政府財政赤字は大幅に増加した。

1988年秋以降、中国において強力な総需要抑制政策がとられた結果は、日本のような私企業制市場経済のもとで同様の総需要抑制政策がとられた場合の効果と類似している面と、そうではない面とが認められる。類似しているのは、(1)生産の抑制・低下、経済成長の鈍化ないし後退、(2)物価上昇率の低下、(3)貿易収支・経常収支の改善、(4)失業・潜在失業の増大、(5)企業在庫の累積、(6)企業の損益計算における利潤の減少とさらには損失の発生・拡大、(7)政府財政収支の悪化（赤字の増大）である。

現在の中国は、インフレと国際収支については暫く一息ついたが、そのかわりに顕在・潜在の失業者は膨大な数に上り、かつ赤字企業の数もきわめて多く、財政は大幅赤字に陥っている、という困難な状況におかれている。

中国の現状において日本経済の場合と類似していないように思われるのは、「不況（あるいは景気後退[recession]）の経済合理化機能」があまり働かず、またこの機能があまり理解されていないように見受けられることである<sup>14)</sup>。西側の市場経済の不況期（あるいは景気後退期）には、その初期には上記の(5)在庫累積が生じるが、私企業制下の企業は上記の(6)利潤計算上の損益の悪化に対処して、一方では(8)生産低下に対応して過剰人員を整理し<sup>15)</sup>、(9)経費削減・人員再配置・在庫圧縮（損失の計上）等、「贅肉を減らす」ように努力するとともに、他方では、(10)過剰労働力と過剰設備を使って輸出市場向けの生産を増やし、さらには(11)新製品・新分野・新市場を開拓し、あるいは(12)生産コストを低下させる合理化投資を行うように努力するのが普通である。日本の企業の場合、特に(9)～(12)に努力する傾向が著しい。この(8)～(12)が「不況の経済合理化機能」とでもいうべきものであり、ジョゼフ・シュムペーターが「ブレーキのある自動車の方がブレーキのない自動車よりも速く走ることができる」というときの、市場経済システムの「ブレーキ」に相当するものの一つなのである。このような「不況の経済合理化機能」が作用するために、1960年代、70年代の日本では総需要抑制政策によって不況が始まってから、数カ月後には、在庫投資はマイナスに転じ、ま

た輸出が増加、輸入が減少して経常収支は改善に向かうのが常であった<sup>16)</sup>。そして私企業制市場経済は不況期を通り抜けることによって、「贅肉を減らし」、生産コストを切下げ、新製品・新技術をとり入れて発展することができる。ある。

ところが中国の場合、上記(8)～(12)のうち(10)の効果はかなり現れてきたようであるが、それ以外の効果はあまり現れていないのでがなかろうか。いいかえれば、在庫累積と企業損失（赤字）の増大が継続しても、企業経営者は「贅肉を減らし」て経営効率を改善することにあまり努力しないのではないかという疑いをもつ。もともと中国の国営企業のなかには年々赤字を計上してしかし存続し続けてきたものが少なくないようであるが、ごく最近では国営企業の三分の一以上が赤字であるという。日本でも第一次石油危機の直後には上場会社のうち三分の一近くが赤字決算となつたが、そのようになれば、それは企業の存続にかかわることであるから、日本の企業経営者は必死になって赤字解消・黒字転化に努力し、一、二年後にはほとんどの企業が赤字経営から脱出する。ところが「鉄飯碗」の中国国営企業ではそのような力があまり働かないのではなかろうか。

従来中国では企業（工廠）活動の目標として生産量を重視し、企業損益やその他の経営上の効率性を軽視してきた。またマルクス経済学の労働価値説により資本コストを無視ないし軽視し、企業経営上在庫保有に伴う金利コストをほとんど考慮してこなかった。そのため、多くの企業がすでに製品在庫が過大になっていてもさらにこれを累積させる生産を継続し、これを抑制するようなメカニズムがあまり働いていないのではないかと思われる<sup>17)</sup>。日本の場合、企業が近いうちに売れる見込みのない在庫を増やせば企業の損失（赤字）が増大し、何等のメリットもないで、企業は不況・景気後退が始まると間もなく製品在庫（および原材料・中間在庫）ができるだけ圧縮しようとする。これに対して中国の場合には、私の印象では、企業は損益上の赤字の増大にもかかわらず、製品在庫を増加させて生産水準を維持し、今までどおりの賃金・給与を支払い続けようとする傾向が強いように思われる。

日本をはじめ私企業制市場経済では、生産・出荷・在庫統計（通商産業省）、法人企業統計（大蔵省）、国民所得統計（経済企画庁）等による、在庫の残高、一定期間中の在庫変動（在庫投資）の統計は、マクロ経済情勢を判断する上で

重要な指標となっている。ところが中国では、公表されている公式統計からは企業在庫の動向についてはほとんど何等の情報も得られない。中国の経済統計担当者が在庫統計を軽視しているのは、中国の計画当局と企業経営者が在庫の動向や在庫コストを依然として軽視していることを反映するものではなかろうか。

中国において不況下で在庫を積増すことに対してあまり抑制が働くかず、不況下で製品在庫が累積していくてもなお生産水準が維持される傾向が強いのに対して、他方では、不況期において企業が好況期にはあまり力を入れていなかった輸出市場への販売に努力し、さらに新市場・新製品・新分野の開拓に努力するように、企業を仕向けるような力が、中国ではあまり働かないのではなかろうか。これはおそらく中国の「企業」システムが、中央の産業分野別・品目別の各工業部、地方の同様の各工業局と、それらによって管理される工場（工廠）のという「縦割り」型になっていて、このような産業組織のなかに、日本の企業の本社に相当する経営中枢機能が基本的に欠けているからであろう。そうして中国の人々が「企業」と呼ぶ「工廠」の基本的な機能が決められた品目の製品を反覆して生産するという「ルーティン・ワーク」(routine work)であるからであろう。上記(8)～(12)の「不況の経済合理化機能」が働くためには、本来の「企業」、すなわち本格的な企業家機能(entrepreneurial functions)を不斷に發揮していなければ倒産し消滅してしまうような企業が存在していることが必要な前提なのである<sup>18)</sup>。

本社機能を十分に備えた本格的な「企業」がいまだほとんど存在していない中国では、インフレの再発を避けるためには不況の状態を相当期間続けざるをえないのではなかろうか。現在の中国経済は激しいインフレの反動と厳しい総需要抑制政策によって惹き起こされた不況の谷(trough)からの回復過程にあり、そのマクロ経済情勢の前途は楽観を許さないものがある、という印象を私は受ける。再度の経済過熱を経験した中国において、インフレが再び激化することを避けるためには、人々のもつてている「インフレ予想」を十分に収束(wind up)させ、インフレ率を3%程度の水準以下に保つ必要がある。もし中国において三度激しいインフレが起こるようなことがあれば、人民元に対する信頼はますます失なわれ、貨幣発行の主体である国家への信頼感も低下し、社会的政治的安定性が損なわれる惧れが大きい。

他方、現状では潜在・顕在の失業が膨大な規模に膨れ上がっており、職を失い

収入の乏しくなった人々の不安・不満が燐っているものと思われる。天安門事件以前の社会的不安の根源はインフレによって収奪された都市の給料生活者であったが、現状での社会的不安の根源は都市の「盲流人口」や農村の過剰労働力など潜在・顕在の失業者の間にあるものと思われる。中国の政策当局にとって現状における総需要管理の舵取りはきわめて難しいものと思われる。

しかし中国当局は当分の間、経済成長や短期的な効率化よりも、「安定」を重視すべきであろう。もし三度「経済過熱」を引き起こすというような、ストップ・アンド・ゴー（ラン？）を繰返していたのでは、国内的にも国際的にも、中国政府に対する信頼が失われて取返しのつかないことになってしまうのではないか。

天安門事件の政治面での「収束と余燐」としては、中国共産党は思想面の指導・統制を強め、綱紀肅正につとめ、経済的不正・腐敗の温床となった各種の公司を整理しつつ規律を正してきた。しかし「官倒爺」の横行をもたらした(i)二重価格制、(ii)政府機関系の公司の乱立、(iii)ネポティズムと「走后門」、の三つの条件が根本的に改められたようには見受けられない。また最近では職場のモノを持ち出して私物化することをはじめ、企業・国家機関を「くいもの」にする「大家拿」の風潮が著しいという。

学生に対する思想教育を強化しても、学生をはじめ若者達の共産党に対する支持の低下を改善することは容易ではないように見受けられる。留学等のための海外渡航が1990年2月以降厳しく制限されるようになったが、なんとかして外国に渡航し、できれば外国に住んで職を得たいと念願する若者が多いようである。

中国の将来にとって憂慮すべきことと思われるは、外国に留学した前途有為の若者達が、学業期間の期限が来ても中国に帰国したがらないことである。この傾向は天安門事件後一層強まった。一説によると、最近10年間ほどの間に公費で長期留学した中国人留学生の50%以上、私費で留学した者は90%以上がまだ帰国していないという。

なぜ帰国者が少ないかを考えてみると、第一に、留学先の国の自由闊達な雰囲気と中国の状況との落差が大きく、それが天安門事件以後の思想面の指導の強化によって一層広がったことに大きな原因があるのではなかろうか<sup>19)</sup>。第二に、中國内の人材登用システムが硬直的で、学校を卒業する際に国家によってある職場

に分配されれば、多くの人々はそこで一生を過ごさざるをえないというようにもともと若者達にとって就職先の選択や転職の自由が乏しく、社会の中でそれぞれに適した活躍の場を与えられる「機会」が乏しいことに大きな原因があると思われる。そして正常な学校卒業・分配のルートから外れ、かつ高級幹部のネポテイズムの恩恵にもあずかれない若者達（海外への私費留学生はそうなりやすい）の眼には、中国社会は閉ざされた社会と映るのではなかろうか。

第三に、かつて1950年代、60年代に新中国の建設のために海外から祖国に帰ってきた人々のうちの多くが、文革期に正当な理由なく外国のスパイ、右派分子等々の名目で迫害を受け、冤罪の苦しみを味わった。国家の名前において一旦そのようなことが行われると、その記憶はなかなか消え去らず、天安門事件のような事件を契機として共産党が学生・知識人に対する「思想指導」を強化すると、海外の留学生・知識人には古い記憶の亡靈が蘇ってくる感じなしとしないのである。

海外の中国人の人口が日本人の海外人口に比べてはるかに大きいという事情もあるようが、明治大正期にも、第二次大戦後も、長期の留学を終えた日本人のほとんどは喜んで自国に帰り、かつ社会の中で権力的な地位を占めて活躍してきたのに對し、現在の中国人在外留学生・研究者の状況は大差があり、憂慮に堪えない。中国政府が一般的に知識人をもっと優遇し、かつ留学からの帰国者に自國のなかで自由な活躍の「機会」を与えることが望まれるのである。

## 第2節 改革の現状評価

八年間の改革の成果 中国の経済体制改革は1980年代初にまず農村経済の改革から始められ、1984年以降、都市経済・国営企業部門にも及んだ。ところが現在の時点で、1984～90年の七年間に、都市経済とその中核である国営企業部門の改革がどれだけ進んだかを振り返って大ざっぱに概観すると、次のような点からみて、あまり大きな進歩があったとはいえない、というのが私の全般的印象である。

(1) 価格制度 1983年に私がはじめて中国を訪れたとき、中国の計画当局者

から「中国の価格体系は、原材料・燃料・食糧等生活必需品の価格等が低く、加工製品・耐久消費財等の価格は高く、国際的にみてはなはだ歪んだ形になっているので、それを改革しなければならないが、価格改革に伴って物価上昇は不可避であり、中国当局としてはインフレ率を2~3%の範囲内に止めたいと考えているので、価格体系の修正には5~7年の期間が必要であろう」と聞かされた。ところが2~3%はおろか1年に10%, 30%も越える「経済過熱」が再度も起こったにもかかわらず、価格体系の本格的な改革は未だに実現しておらず、統制価格と協議価格、自由価格、二重（あるいは三重）価格制がいまだにとられており、それが「官倒」・「倒爺」（ヤミ屋）の横行する温床になってきた。過去にみられたような激しいインフレが不可避であったのであれば、各種の基礎資材の価格を一举に自由化し、あるいは電力・鉄道運賃等については需給が一致する水準に価格（料金・運賃）を決めればよかつたであろう。現在の時点でも二重価格制を廃止して、自由価格にせよ、統制価格（補助金による）にせよ、ともかくも「単一価格制」に移行することが喫緊の課題であるように思われる。

(2) エネルギー・基礎物資・サービスの供給不足 電力はじめエネルギー、鉄鋼・非鉄金属・プラスチック素材・セメント、輸送サービスについては、供給不足の bottleneck 状況がいまだに解消していないようである。また食糧生産についても治水・灌漑や、農民にとってのインセンティヴ（食料生産以外の経済活動の方が有利となりがちである）等基本的な問題が残されているといわれる。食糧（穀物類）の輸出入額をみると、永年入超であったのが1985、86年には出超に転じたが、1987~89年には再び大幅な入超となっている（第8図参照）。

(3) 企業制度 「企業」というよりは「工廠」の管理体制、いくつかの「工廠」を統合し本格的な本社機能を具備した本来の「企業」の形成、全人民所有制の改革（株式会社制その他の新しい所有制の導入、所有と経営の分離）、企業における経営組織と党組織の分離、といった点では、改革はほとんど進まなかった。多少とも進んだ点は、経営請負制の導入（ことに比較的小規模な企業の場合）と合同工制度であろうか。しかし現行の経営請負制のもとでは、比較的短い期間（1~3年？）を区切って請負契約の細目について上部管理責任機関が企業経営に

介入し（契約時に）、かつ経営者がごく短い期間中のいくつかの指標にかんする実績によって評価され、交替させられることになっているようである。それでは経営者は本来の「企業家機能」を發揮できず、工廠や商店は本来の「企業」に転化できないであろう。

（4）金融制度　　中国人民銀行と中国工商銀行が分離され、企業の投資資金の大部分が財政からの配分ではなく銀行からの貸出しに切替えられたことが、金融面での重要な改革であった。ただ、企業に貸出しを行う工商銀行など各種の銀行が行政機関なのか経済活動を行う「企業」なのか、また北京の本店（本社）によって管理されるのか所在地の省（特別市）政府の管理下にあるのか、銀行（あるいはその支店〔分行・支行〕）自身が杜撰な貸出しを行って多額の資金の回収が難しくなり経営困難に陥ったときどのような処置がとられるのか、といった点にかんする改革について、私はまだ納得のゆく説明を聞いたことがない<sup>20)</sup>。

（5）中央政府と地方政府の権限の配分　　「条々塊々」（條條塊塊）という言葉がある由だが、地方に存在する企業の管理についても、また中央政府の財政と地方政府の財政の関係についても、中央と地方の権限配分が明確でなく、しばしば中央と地方の間で「綱引き」（権限争い、資金配分上の争い）が行われているようである。この点にかんする経済体制改革が成果を挙げたようには見受けられない<sup>21)</sup>。

（6）国際経済関係　　深圳等の経済特区がまだ存在していなかった1983年から現在までの8年間に、中国の貿易量も、中国への直接投資・借款も大いに増加したから、中国の対外開放政策は一段と進んだといえるだろう。少なくとも量的にみればそう言えるであろう。しかしこの間、再度の大幅貿易赤字とその調整に伴う混乱もあり、輸出入貿易量は大きく変動した。また中国の国際経済関係の制度面では、どれだけの進歩があったのだろうか。

私はもともと経済特区をはじめ、沿海開放都市・経済開放区等々の特定の地域を限った開放政策の意義について懷疑的であったし、いまでもそうである<sup>22)</sup>。さらに沿海地区経済発展戦略となると、なぜかなり広範囲の特定の地域にのみ、特

別の政策措置を実施するのか、疑問を感じてきた。日本をはじめ先進工業諸国の歴史を振り返ってみると、自国の特定の地域を国際経済関係上特別扱いにした例はきわめて少い<sup>23)</sup>。日本の場合、海に面しない岐阜・長野など内陸県からも明治以来盛んに輸出が行われてきた。特定の地域について対外開放措置を実施するよりも、国民経済全体として国際経済関係に対して開放的、合理的な政策をとることの方がはるかに有意義ではなかろうか。

中国はGATT（関税及び貿易に関する一般協定）に加入を申請しつつあるが、中国の現行の輸出入管理・外貨管理ははなはだ複雑（かつ奇怪？）のようである。たとえば中国に進出する外国企業（いわゆる「三資企業」）に対して外貨収支をバランスさせることを要求し、そのための特殊な外国為替市場が開設されているが（中国の一部の企業もこの市場で「留保外貨」を売却しました購入することが認められているらしい）、これは加盟国は単一の為替レートですべての国際的取引を行うというIMF（国際通貨基金）の基本原則に合致していない。

改革案の一例 以上を通観して、中国の都市経済・国営企業部門では、最近の7、8年間に経済体制改革はあまり進まなかったと私は感じる。

経済改革を本格的に進めようとしている東欧の一部の国では、次のような改革案が真剣に検討されているという。

- (a) 経常勘定に属するすべての貿易・貿易外（サービス）取引を自由化し、自己通貨の交換性を一挙に回復（確立）する。いいかえれば国際収支上の理由による輸入割当・外貨使用制限をすべて撤廃する。そしてそれが可能になるように公定為替レートを決定し、かつそれが維持しうるような金融政策を行う（あるいは管理された変動為替レート制度 [the managed float] を採用する）。
- (b) 輸入品には一律30%の関税を賦課し、政府の財源とする。
- (c) 特定産業の保護のための政策は、別途の政策措置を講じる（開発融資・関税保護等）<sup>24)</sup>。

中国においてもこのような基本の方針に沿った改革は考慮に値すると私は考える。このような改革により、(1)の価格制度と(6)の国際経済関係の問題の大部分は一挙に解決されるであろう。また、通貨の交換性回復後、中国の企業は国内市

場においてつねに輸入品と競争しなければならないから、中国企業の合理的経営あるいは工廠の本格的企业化が促進されるであろう。

中国における改革論議 第1回の中日経済学術シンポジウムが開かれた1983年から現在までの八年間に、中国における経済専門家の経済体制改革論議にはどのような進歩があったのだろうか。どれだけ画期的な新しい考え方が展開されてきたであろうか。それらの論議のうち私の目に触れるものは日本語に訳されたものに限られ、私にはそれらもなかなか広く眼を通して理解してゆく能力はないのだが、それらを折に触れて聴見していると、「計画を主とし市場調節を従とする」とか、「社会主義的商品経済を発展させる」とか、「経済体制改革を深化させ治理・整頓の円滑な進捗を保証する」とか、「企業体質を向上し、経済効率を改善しよう」とかといった、抽象的な言葉、スローガンが多く見かけられ、われわれのような外国人には具体的にどのようなことを意味しているのか判らない意味不明のステートメントが多い。ある特定の問題、たとえば国営企業管理・経営請負制度・労働市場・銀行制度・税制・外貨管理制度・中央と地方の権限配分・企業投資の管理、等々について、中国の現状を客観的・統計的に分析し、どのような問題点があり、それをどのように改革するべきであると考えるのかを、明晰に述べた論文に出逢う機会は少ない。率直にいって、この八年ほどの間に、中国における経済体制改革はあまり進まなかつたが、経済体制改革論議もまた低迷しているという印象を避けることができない。天安門事件以後の改革論議が八年前の「振り出し」まで戻ってしまった、とまでは言わないが、現在の時点で論議の内容は八年前とあまり変わっておらず、「振り出し」からかなり遠いところまで進んだとは到底いえない、というのが私の率直な感想である。

### 第3節 「現代化」の課題

周恩来は1950年代から「工業・農業・国防・科学技術の四つの現代化」（「四化」）を国家の政策の基本課題として説き、1982年にはこの「四つの現代化」は

党規約・憲法にも盛込まれた。ところが「現代化」（あるいは英語の“modernization”の訳語として日本語でより馴染みやすい「近代化」）についての中国での理解と、われわれを含む西側諸国との社会科学者の理解との間には重要なギャップがあるよう私には思われる。

われわれの社会科学的理解によれば、「近代化」（以下、“modernization”の訳語として「現代化」と同義に用いる）あるいは「近代的経済成長」（modern economic growth）というときの「近代的」ということは、たんに最新設備を備えた工場が建設されるとか、電気・水道・通信等の「インフラストラクチャ」（社会的基礎資本・施設）が近代化されるとか、科学技術研究のための立派な施設を備えた研究所ができるとか、軍隊の装備が「近代的」なものになるとかということを意味するのではない。近代化とは、消費財・資本財・施設・装備といった「モノ」の問題であるとともに、あるいはそれ以上に、「ヒト」の問題である。すなわち近代化の過程は人々の思考様式における変化、人と人の関係の変化、人々が構成し、また人々によって構成される組織の変化、それらの組織相互間の関係の変化、社会的制度の変化の過程である。「ヒト」の側での変化とともに「モノ」も変化し、その因果関係は決して一方通行的ではないが、どちらかといえば「ヒト」の側が変化する結果として「モノ」の側を変化させてゆく力が働くのであって、その逆方向の力（つまり物質的に豊かになってから人々は合理的な考え方ができるようになるとか、電話をはじめ近代的な通信施設やコンピュータが人間の生活・思考様式を変えてゆくとか、社会が豊かになれば独裁的ではない民主政治が可能になるというような傾向）ははるかに弱い。

私は「近代化論」を専門とするものではなく、従来その種のことへの関心は薄かったし、ここで「近代化論」全般にわたって論じようとは思わない<sup>25)</sup>。ただ、「四つの現代化」を目指す中国の現状と、近代化ということの内容に関連して、三つのことを述べておきたい。

(1) 合理的思考　近代化の基本的な構成要素の一つは、いろいろな事象の「原因」と「結果」にかんして、また個人・組織・社会の「行動目標」とそのための「手段の選択」にかんして、人々が科学（自然科学だけでなく社会科学をも含む）的な考え方・態度をとり、合理的に思考し判断すること、そし

て教育の普及によってそのような人々が社会の中で占める割合が次第に高くなることである。それによって社会のなかで迷信・呪術・因習・ある種の政治的スローガン等、非合理的な文化要素が果たす役割が次第に小さくなつてゆくのである。

現在の中国で自然科学や工学技術上の問題にかんして、以上のことを否定する人はおそらくいないとと思われるが、経済問題・社会現象・社会科学に関連することとなると、われわれの目から見て疑問を感じる場合が時折ある。たとえば文化大革命はじめ1960年代から70年代にかけて中国で起こったさまざまな事柄の「原因」について、中国では今日でも少なからぬ人々が「四人組」という僅か四人の悪者が出てきて悪事を企んだために起こったことと考えているらしい。文革の原因と全過程についての合理的・科学的な分析は未だになされていないのではないかろうか<sup>26)</sup>。

「農業は大寨に学べ、工業は大慶に学べ」というのも非科学的、前近代的なスローガンであった。また1985年以来の再度の「経済過熱」と天安門事件の「原因」あるいは背景について、中国当局の説明はあまり合理的なものではない。もしされらをタブー視して触れてはならない、あるいは論じてはならないということになっているとすれば、それは「前近代的」な態度というべきであろう。過去に起こった経済社会の大きな出来事についての合理的理解、ことに過誤についての原因の分析、責任の所在の究明、反省なしには、将来に向かっての進歩は難しい。

明治維新から第二次世界大戦の敗戦までの日本も、社会現象・社会科学の領域の事柄についてはさまざまな禁制や禁忌があり、前近代的絶対王制の要素が多分に残されていた。そしてそのために合理的思考・論議が妨げられ、軍国主義が台頭して日本は侵略戦争をはじめたのだが、当時の日本の指導者の思考様式にはおそらく非合理的・非科学的なものが多分にあった。第二次大戦の敗戦後に、日本の経済社会が大いに発展したのは、そのような前近代的要素を払拭しようと努めてきたことに基づくところが大きい。

(2) 個人・団体の権利・義務の明確化 工業・農業をはじめ経済の近代化の過程では、広汎な大衆が、積極的な動機・意欲をもって技術進歩・革新(innovations)・組織の合理化・科学をはじめ学問の研究・教育等々に参加することが必要であり、それらについての国民の権利が国家・社会によって明確に定められ、

保障されていることが必要である。

近代化は「進歩」の過程であり、不斷の変革の過程である。人々が昨日と同じことを今日も繰返し、今年と同じことを来年も繰返していたのでは社会は進歩しない。人々が今日と違ったことを明日試み、ある団体が今年と違ったことを来年試みるようには、個人なり団体なりがどのような意思決定・行動を自らの判断でなしうるか、また新しい試みを行ったときの成果がどのように分配され誰に帰属するかについて、はっきりとした法律的保障がなければならない。歴史的にみて本格的な近代化はまず西欧に起こり、欧米を中心として基本的人権の保障がかなりの程度に確立された社会に拡っていった。私は人身保護（*habeas corpus*, 正当な法律的手続きを経ることなしには人々は逮捕・拘禁・軟禁などの身柄の拘束を受けないこと、また正当な法律的手続きをなしに拘束されている場合には裁判所が救済すること）や言論・報道等の自由は、本来の意味での「近代化」にとって不可欠の前提条件であると考える。

他方、私有財産権については、私は概していわゆる「自然法」論者ほどにはこれを「神聖」視する考え方をとらない。ただ、国や社会が財産・相続・贈与・課税・国家等による財産収用の際の補償、等々について、ある安定した合理的なルールを確立している必要があり、とくに技術進歩・生産合理化・科学的工学的発明等によって社会に寄与した人々にその成果のある部分が帰属するような制度、その他社会的に大きな貢献をした人々がそれにふさわしい報酬を受けるような制度を確立することが大切であると考える。そのようにしないと人々が明日は今日と違ったこと、明年は今年とは違ったことを試みようという意欲が失われてしまうからである。この点を無視して、報酬を与えることもなしに、もっぱらスローガン（たとえば「雷锋に学べ」）・命令・指令・説得・訓戒によって人々をある目的のために動員しあるいはある方向へ誘導しようとするのは「前近代的」というべきであろう。

言論の自由が著しく制約されていたり、その保障が不安定な状況下では、人々は自由に意見を開陳しない。そうなれば経済社会問題についての斬新な意見や社会科学の分野での新しい考え方を述べる人は少なくなってしまう。政府・指導者も一般の人々も国民の間の本当の世論状況が判らなくなってしまう。また報道の自由と情報の流通が制限されると、後述のように、現代の国際的環境のもとでは、

企業活動は著しく制約されてしまう。

天安門事件の前後に、中国の指導者は「資産階級自由化に反対する」という方針を繰返し強調してきたが、私にはその意味が明瞭でない。第一に、「資産階級自由化」には反対するというが、「資産階級」という修飾辞がつかない「自由化」あるいは別の修飾辞のついた「自由化」ならば反対しないというのであろうか、どのような性格の「自由化」ならば容認されるというのであろうか。第二に、たとえば、英國で「人身保護法」(The Habeas Corpus Act)が制定されたのは1679年であり、マルクス経済学者が「資本主義」と呼ぶものが勃興する以前のことである。他方、日本で「人身保護法」が制定されたのは1948年で、「日本資本主義」が発展し始めた明治期よりもはるか後の時点である<sup>27)</sup>。この例からも明らかのように、基本的人権の保障と「資産階級」あるいは「資本主義」とはあまり関係がない<sup>28)</sup>。

基本的人権の保障を「資産階級的」であると見做してそれに反対するのは、はなはだ不合理であり、近代的でない。もちろん基本的人権や報道・出版の自由にかんする事柄はいずれの国でも長い歴史的な過程をたどるもので、現在の中国の歴史的条件のもとでこの種の問題は一朝一夕に解決しうることではなかろう。しかしそれは「近代化」のための重要な課題あるいはむしろ前提条件である。経済社会の「近代化」を目指すならばこれらの問題を射程内の視野に入れておく必要がある<sup>29)</sup>。

(3) 法治 「近代化」はなによりもまず人々の考え方・態度のある種の変化を意味するが、そのためには個人および人々が構成する団体（組織）についてそれらの権利・義務、構成方法・相互関係について法律が制定され、その規定が一定の安定性を具えていることが是否とも必要である。いいかえれば「法治国」としての制度と実体が「近代化」の前提条件である。

中国では、「天子」の思想すなわち人格・識見・武力の優越した君主あるいは帝王（「天子」）が天帝の代理として国を納めるという「人治」の考え方の伝統があり、専制君主あるいは専制君主制の支配の歴史が長く、いまだに「法治」の伝統が確立していないように思われる。中華人民共和国になってからも党の最高実力者あるいは実力者グループが法律・党規約等に拘束されることなしに重要な

決定を下すという「人治」あるいは「党治」の傾向が強かった。ごく最近までは制定された法律の数が少なく、その範囲も狭く、西側諸国では当然法律が制定されている多くの分野について法律が存在しなかった。たとえば日本の民法の経済関係の部分、商法、労働法、行政法、民事訴訟法に相当する法律はいまだに存在しないか、それともごく最近になって制定されたか、あるいは制定されても「試行」されているにすぎないか、のいずれかと理解している。憲法もしばしば簡単に改正されて、外国人の目から見れば憲法についてさえ法的安定性が欠けているように見える。

近代化のために必要不可欠な「法治」についてここで三つのことを述べておきたい。第一に「法治」が必要であるというときの「法」は、たんに国家権力を掌握している支配者（個人・集団）が支配される人民に守らせるためのものではなく、支配者およびその指揮下にある各種の国家機関の権限・義務を明確に規定・制限し、支配者・国家もまた厳格に法に服さなければならぬ、という性質のものでなければならない。ことに憲法は、本来、人民を拘束・規制するためのものでなく、支配者あるいは国家機関を拘束・規制するためのものである<sup>30)</sup>。

第二に、このような法のうちの重要なものは、国民が選出した代表者の会議（中国の場合でいえば全国人民代表大会）で公開の討議を経て、多数の支持を受けて制定されたものでなければならない。そうでなければ国民の多数によって法律が遵守され、それに対する違反が厳しく処罰されることについて国民の支持を得られないであろう。法律的にみて重要な内容のある決定が、もし法律制定ではなく、国務院・中共中央の決定・通知とか、暫定施行規則とかによって定められるのでは、「法治」とはいえない。

第三に、「法治」のためには法律の適用について専門的な判断を下す「司法部」の独立性・自律性を確保することが必要である。近代国家における立法・行政・司法の三権分立について、英國や日本型の議院内閣制では行政府は立法府に従属しており両者の関係は分立とはいひ難いという見方があるが、立法府によって制定された法律に対して憲法違反審査権をも持つ司法部の独立性<sup>31)</sup>は、「法治」のための必要不可欠の条件である。

各国の「法治」制度はそれぞれの国の歴史と伝統を反映しており、西側主要国の中でおそらく日本と米国は両方の極となっている。日本では「法治」の歴史

は明治以来のことと比較的短く、現在でもさまざまな事柄についてあまり法律や弁護士・裁判所に頼らず、直接交渉と妥協によって問題を解決しようとする傾向が強い。これに対して、米国ではさまざまな問題や紛争解決にあたって法的処理を重視する傾向が強く、そのため米国では弁護士の数が日本と比べて人口比では26倍、絶対数では50倍に達する。この点にかんして中国が米国を見習うのは賢明ではないであろう。

中国は経済体制改革に着手してから法律制度の「近代化」に着手し、法律制定と司法制度の整備につとめてきた。しかし「司法部の独立性」について十分留意がなされているのだろうか。訴訟手続き、裁判所の制度、弁護士の育成が着実に進んでいるのだろうか。中国の国家機関・企業・大学には必ず党委員会があり、永年の間党委書記が各機関・企業・大学等のナンバー・ワンの実力者となってきた。中国の裁判所（最高人民法院・各級人民法院）はその点どうなっているのであろうか。もし各裁判所にも党委があり、党委書記がその実権を握っているのだとすれば、「司法部の独立性」も「法治」も有名無実のものとなる惧れが大きい。

#### 第4節 「体制」比較と改革の課題

「体制」の比較 「体制」という言葉は日本語では大よそ三つの意味合いがある。第一は英語の "system" に相当し、生物体の構造あるいは機能体系、企業組織の方式（たとえば生産・販売「体制」）等に使われる。中国では「経済体制改革」というときの「体制」はおそらくこの意味のものであろう。第二は英語の "regime" であり、旧 IMF（ブレトン・ウッズ）体制とか「絶対王制」のように、かなり長期にわたる包括的な制度的枠組みを一つの「体制」と呼ぶときに使われる。もう一つの新しい意味は英語の "establishment" の特殊な用法であり、一つの国あるいは社会のなかで国家権力を掌握しているグループを指し、たとえば「反体制運動」というときの用法がそれである。本節で取り上げる「体制」の比較あるいは改革というのは、以上の三つのうち第二の "regime" の意味である。

第1表(P. 43)は、ロシヤ革命以来、ミハイル・ゴルバチョフによるペレストロ

イカ・グラスノスチの開始まで続けられてきた[A]「旧ソ連型社会主义」体制--それは1976年以前の中国の「体制」でもある--、[B]西側先進諸国の「私企業制市場経済」、それに[C]中国の政治経済体制の現状をごく簡単に比較したものである。[B]を中国では（そして西側諸国の人々も）「資本主義」と呼ぶけれども、そのような呼び方は二重の誤りを含むものである。第一に、"capitalism"の"ism"は、socialism、とかCalvinism、Darwinism、syndicalism等々というときのような「主義・主張」という意味のものではなく、mechanism、metabolism、alcoholism（アルコール中毒）というときの"ism"と同様に、状態・機能・システムを指すのであるから、日本語の訳語としては「資本制」と訳すのが正しい。第二に、現在の日本の経済システムのなかでは、一般的購買力に対する支配権という意味での「資本」もその所有者である「資本家」も、いまやそれらがある程度の重要性をもつ役割を演じているのは主として中小企業の分野のみであるから、日本経済をカール・マルクスが『資本論』のなかで使った意味での「資本制経済」と呼ぶのは適切でない<sup>32)</sup>。

ソ連・東欧・モンゴルにおいて、[A]の旧ソ連型社会主义はいまや行き詰まり、解体の過程をたどっている。その基本的な原因は次の二つであろう。第一は、現代の高度工業化・情報化の環境のもとでは旧ソ連型の中央集権的計画経済は効率的・合理的に運営できず、それにしがみついている限り、西側諸国との経済・技術・生活水準の格差が拡大してゆくということである。第二は、ソ連・東欧において教育一般および高等教育が普及し管理者・技術者・学術者等の中産階級層が増大し、また国際的な情報流通によって西側の経済社会事情がそれらの国々に伝わることによって、従来の形の共産党専制・情報流通の制限・言論報道の統制が成立しなくなつたことである。

旧ソ連型体制を離れて、ソ連・東欧諸国・モンゴルはそれぞれどのような方向を目指すのであろうか。ポーランド・チェコスロバキア・ハンガリーは[B]の体制への移行を目指しているように見えるが、それら以外の国がどの程度[B]の体制に接近するかはまだわからない。しかします[8A]（以下[8A]とは第1表のA列第8行の記述を指す）の、共産党による情報流通の厳重な管理は、ソ連を含む多くの国で放棄され、それらの国ではすでに言論・報道・情報流通はほぼ完全に自由化されたか、それともそれに近い状態となつてている。[6A]の共産党専制の放棄、[6]

B]の複数政党制への移行も大勢と見られる。[1]～[5]についてはいずれの国も市場機構の導入、所有制の改革を目指しているが、西側諸国と同様の市場経済を目指していると思われる上記三ヶ国以外ではその最終目標がどのようなものになるか、またいずれの国でも市場機構の導入が今後どのような速度で進むのか、いまの段階では明かではない。

[7]について私はソ連・東欧諸国の現状をほとんど知らないが、ソ連では従来の「党治」が弛緩してしまい、しかし「法治」体制がまだ整っていないために、さまざまな違法・脱法行為が横行し、また連邦法と各共和国法の管轄権についても未解決な点が少なからずあり、何が合法・適法で何がそうではないかがはっきりしておらず、経済面でもさまざまな混乱が生じており、「法治国」には程遠い状況であるらしい<sup>33)</sup>。

混合体制の可能性：公的所有と競争的価格機構 さて第1表の[A]列、[B]列は、それぞれ論理的に考えて一応一貫性のある（consistentな）、あるいは矛盾のない、「体制」であった。ソ連の歴史を振り返ってみると、経済的効率性において劣り、またおそらくは国民の不満も蓄積していたにせよ、1920年代から70年代前半ぐらいまでの約50年間はともかくも機能し、高度技術・情報・個人の自発性や権利が今日ほど重要ではなかった時代には、かなりの程度の経済成長と工業化を実現してきた。[A]の体制が行き詰った今日、[A]の一部分を改革して[B]の一部分によって置き換え、しかし[A]の他の部分は従来のまま維持し続けることが可能であろうか。

[C]の中国の現状、あるいは中国が今後の改革によって目指すであろう「体制」は、[A]の列の部品と[B]の列の部品とから組み立てられたものになると見られるが、そのような混合「体制」は、論理的な一貫性をもち、かつ経済的に十分効率的で、社会的政治的にも安定的なものでありうるのだろうか。

中国では「社会主义」経済制度を堅持することが繰返し強調されているが、その基本的なメルクマール（識別指標）は、(1)生産手段の公有、(2)能力・貢献に応じた分配、(3)計画経済の三つにあるとされる<sup>34)</sup>。

私はかつて、[1C]のように生産手段の基本的部分を全民所有・集團所有とすることと、[2B]の市場機構は十分両立しうると述べた。また生産手段の基本的な部

分、すなわち各種のインフラストラクチャや大企業の株主持分は国家あるいは各種の国家機関の所有とする限り、競争的市場機構のもとで、[2B]の労働市場をつうじて労働移動（就職・転職・解雇）が行われ、[3B]のように所得が分配されるようになっても、それは中国の人々が「社会主義的分配原則」と呼ぶものになんら反するものではないであろう。さらに[2B]の競争的市場機構のもとでも、マクロ経済全体の運営（成長率・蓄積率・国際収支等）やある種の産業の発展・地域の振興等について中長期の国民経済計画を作成して実施することは十分可能であり、事実西側の多くの国でそのような経済計画・産業政策・地域開発計画が実施してきた。したがって[1C]と[2B][2'B][3B]は十分両立しうる、というのが1983年の第一回日中経済学術交流シムポジウムで私が述べた見解であり、それは今日にいたるまで基本的に変わっていない<sup>35)</sup>。

ところが、1986年以降、中国経済についての関心を深めてゆく過程で、[1]から[5]までの経済面の体制の諸特徴と、[6]から[8]の政治体制の諸特徴の関連について、それらが相互にどの程度両立しうる（compatible）ものであるかという問題に、私は関心を惹きつけられるようになった。それらの論理的一貫性（consistency）、両立性（compatibility）について次に私の現在の考えを述べよう。

市場機構と「法治」 まず第一に、私は[2B][3B]の競争的市場機構は、それに参加する個人・団体（法人）の権利・義務、市場機構に介入する各種の政府機関の権限・責任等についての法律制度が確立されていないと機能しえないと痛感するようになった。まず[1C]と[2B][3B]の両立性に関連して、企業にかんする法制、ことにその設立・廃止（破産を含む）・合併、役員の任命・解任・権限、企業利潤の分配等についての法制に大きな重要性がある。この点にかんして安定した法制が確立されず、企業経営に対してその場その場で場当たり的（ad hoc）・恣意的（arbitrary）な「人治・党治」の介入が行われているのでは、すなわち上部機関・党委員会が、法律に基づくことなく、あるいは法律によって明確な限定を受けることなく、広範囲にわたって隨時企業経営に介入するのであれば、企業の合理的経営は困難であり、競争的市場機構は円滑に機能しないであろう。

したがって中国において企業法制を確立し、私がかつてこのシムポジウムで述べたように、個々の企業の範囲を確定して貸借対照表を作成し、本格的な法人企

業を創設し、それらに十分な経営自主権を与えることが、経済体制改革上の緊急な課題であると私は考える<sup>36)</sup>。

マクロ経済管理のための財政金融政策についても、「法治」体制が不可欠の前提であると私は考える。中国で再度の「経済過熱」が起こったのは、中国において旧ソ連型の中央集権的計画経済（[2A][4A]）に市場調節の考え方（[2B][4B]）が導入された状況下で、マクロ経済管理が有効適切におこなわれなかつたからであるが、その過誤の相当部分は、中央銀行（中国人民銀行）の責任者の法律上の権限・義務が曖昧であり、また金融政策や財政政策にかんして中央と地方の関係（権限・義務）が明確に定められていなかつたことに基づくようと思われる。<sup>37)</sup>

[4B]のうち金融政策は、これらの点にかんする法律制度が確立されており、中央銀行（の本店）が政治的権力に対して一定の独立性（autonomy）をもち、全国的なマネー・サプライを一元的にコントロールできるのでなければ、有効に機能しえない。<sup>38)</sup>

またマクロ経済管理のための財政政策は、中央・地方の政府財政の予算管理が厳格に行われ、予算制約が厳格に守られるのでなければ成立しない。中国では、国務院財政部部長の全人大での報告のなかで、いくつかの項目で支出が予算を上回ったことが報告され、「予算を上回った支出科目」の支出増の中には「合理的かつ必要なもの」もあるが、「不合理なものもある」と述べられている。このように「予算制約」が「ソフト」であって財政部部長でさえ軽視し、予算額を超えて不合理な支出がなされてもその責任が問われれないという状況では、財政政策は成立たない。

中国ではこの種の予算制約がソフトであるのみならず、さまざまな事柄について「法治」の制度が整備されておらず、いまだに「党治」・「人治」が支配的であつて各種の財政的規律・組織規律がソフトであるという印象を受ける。最近の「経済過熱」の過程で「官倒」が横行したのも、二重価格制下の物資の管理および半官半民の各種「公司」の設立・運営について規律がルーズであったことに大きな原因があり、しかもそれらについての欠陥は基本的にはいまだに改められていないという印象を受ける。それらについて「法治」体制を確立して財政的規律・組織的規律を厳格なものとしないと、マクロ経済管理はもとよりいかなる意味の計画経済も成立しえないのであろう。

企業と党組織 [2B]の競争的市場機構のもとで、一般に有力企業は長期的視野をもち、独自の自主的判断に基づいて企業活動をおこない、その結果に対して自己責任を負う。企業発展の基礎となる研究開発・設備投資・新分野新市場への進出といった"risk-taking"は、企業に十分な自主性が与えられており、企業行動の結果として生じる利益・損失の主要部分が当該企業に帰属するのでなければ成立たない。

ところが現在の中国では、それぞれの企業毎に共産党组织が編成され、その党委員会あるいはその書記が企業の長（廠長）に匹敵ないし凌駕する権限・権威をもっている。このように企業が「党治」の支配下におかれていたのでは企業は市場機構のなかの自主的な経済主体としては機能しえない。

企業が遵守すべ規則・方針等は客観的な法律制度として定め、「党治」を「法治」によって置き換えるべきである。[6A]あるいは[6C]の共産党の一党専制を当分の間維持するとしても、党组织はこれまでのように企業毎にまた各種政府機関・団体毎に編成するのではなく、地域的に編成することとし、党的オフィスを企業・機関等の外に出し、地域単位で党としての政治・教育・宣伝活動を行うべきである。そのような形で共産党の政治活動が困難になるとは思われない。たとえばスウェーデンでは社会民主党は強力な全国的党组织をもち、地域の隅々にまで根を張って成人教育等にも大きな役割を果たしているが、企業（工場）・学校・政府機関等の中にオフィスをもつことはない。

このようにして企業を「党治」すなわち党の直接的支配から解放し、また中央政府・地方政府の恣意的直接的な介入からも解放して、「法治」のもとにおかないと、企業はその本来の機能を發揮することができず、競争的市場機構は有効に機能しないであろう。同じことは各種政府機関・大学・研究所等についても該当するであろう。

「法治」の体制を確立するためには、さきに述べたように、法律の制定とともに法律の公正な実施を担当する機関としての「司法部」を確立し、かつそれが政治的な組織である党から十分独立したものとなることが必要である。

企業活動・対外開放と情報管理 経済活動が国際的な拡がりをもって行われ、

かつ企業にとっての環境が時々刻々に大きく変化してゆく今日の国際的環境のもとで、企業が欲する新鮮な情報を隨時自由に入手しうるということは、国際的に活躍しようとする企業にとって必要不可欠な条件である。現在の中国のように市場機構をとり入れて企業に自主権を与え、かつ対外「開放」の政策を進め、しかし情報の流通を共産党が厳しく管理する、ということには原理的な矛盾が含まれているように思われる。

この点にかんする一つの象徴的な情景をごく最近私はテレビで見た。その番組は深圳経済特区の発展にかんするもので、スイスの実業家の一行が深圳への企業進出（直接投資）の可能性を検討するため香港を経由して深圳市を訪問し、外国企業誘致に熱心な市の担当者の説明を受けていた。質疑応答の段階に入って一人のスイス人が、「中国は対外開放の政策を堅持するというが、今朝香港から深圳に入るときに、国境で中国の税関当局者は香港の新聞・雑誌は持込まないで下さいと云い、それらを没収していた。われわれが深圳で事業を行うために工場・事務所を設置したときに、香港の新聞・雑誌さえ持込禁止というのでは、情報入手上とても不便であり、到底『対外開放政策』とはいえないではないか」という趣旨の質問をした。これに対する担当者の回答は、「私は外国企業の進出について担当しているが、その問題は政治関係の方の担当なので私には答えられない」というものであった。

共産党の機関が選別した情報しか一般の新聞・テレビによって流されず、党が公認した機関しか情報の流通に従事してはならないとする現在の中国の報道・出版・情報流通の厳しい管理体制[8A][8C]は、基本的に[2B]の競争的市場機構と両立しえない、と私は考える。そのような情報管理体制下では企業にとって必要な情報が入手できず、また流通の制限された秘密の情報にアクセスをもつ個人あるいは企業が、そのような情報ルートをもたない一般の人々に比べて不当な利益を得ることとなろう<sup>39)</sup>。

厳しい情報管理[8C]が自由な国際経済関係の発展[5C]と相容れないことは、いまのスイス人実業家の話からも明らかであろう。また中国当局のいう「対外開放」政策の堅持[5C]ということが如何なることを意味するのか、私にはまだ十分理解できていないが、おそらくそれと[8C]の情報管理とは両立しないであろう。対外開放政策を進めるにしたがって、多くの中国人が情報が自由に流通している外国

を頻繁に訪れるようになり、またさらに多くの中国人が中国内で外国人に接触するようになる。もし中国が本格的に「対外開放」の政策を進めるのであれば、中国の内外の境目に「竹のカーテン」を設けて自由な情報の流通を遮断することは難しくなり、無意味になってゆくだろう。

「体制」改革の基本的課題 以上のように考えると、[2B]の競争的市場機構の積極的活用は、[1C]の生産手段の公有（全民所有・集団所有）および「計画経済」、「社会主义的分配原理」とは両立するが<sup>40)</sup>、[7C]の「人治」・「党治」および[8C]の党による情報の管理とは基本的に両立しないであろう。

このように考えると、中国にとって「体制」改革の基本的な目標として、さしあたり次の三つのことが重要であると私は考える。

第一は、「法治」体制を整備し、「法治」を「人治」「党治」に優越させてゆくことである。中国における1980年代の再度の「経済過熱」とそれに伴う経済・社会・政治の不安定性と混乱は、中国の現在の法治体制が不十分で脆弱であることに主たる原因があるようと思われる。

旧ソ連型「社会主义」経済は、財政や企業の「予算制約」が「ソフト」であり、そのことがそれらの経済における物資の不足(shortage)やさまざまな混乱の原因になっている、と指摘されてきたが<sup>41)</sup>、ソ連や中国において「ソフト」なのは、予算制約だけではないようである。守られて然るべきさまざまな規律、それらの規律違反に対する制裁、制裁の手続き、組織構成（および解散）のルール等々が、いずれも多かれ少なかれ「ソフト」であるようと思われる。それは要するに「法治」体制が確立されておらず、その不備をその場その場しのぎの「党治」と「人治」で補ってきたからであろう。

第二に、企業・政府機関・大学・各種の団体等々を人治から解放し、また企業等を中央政府・地方政府の直接的介入から解放する必要がある。すなわち共産黨の組織を行政組織・企業組織から切離し、また企業に対する政府介入の方式を法律で定め、企業を相対的に独立した自主性・自立性のある存在とするのである。

「党治」や政府介入からの解放といつても、それは、企業が共産党・中央政府・地方政府からまったくコントロールを受けなくなる、ということを意味するものではない。すべての企業は既存の法律・法令はもとより、新たに制定される法

律・法令を守らなければならないし、政府は各企業に対し法律に基づく監督・検査の権限を当然もつであろう。また政府の産業政策・地域政策等はそのための開発金融や税制等をつうじて、マクロ的な総需要管理政策は金融政策、財政政策をつうじて、それぞれ行われ、企業行動はそれらによって影響を受け、間接的にコントロールされるであろう。さらに共産党はその政治・教育・宣伝活動をつうじて企業経営者・従業員に影響を及ぼすこともできる。

大学や研究所も党の直接的支配から解放する必要がある。大学や研究所の党組織を解体し、それらで学問研究に従事する学者に"academic freedom"を与えるべきである。大学あるいは大学と同様の学術研究機関が、"academic freedom"なしにはその本来の機能すなわち学術の研究・教育の機能を發揮しえないことは、人類の歴史的経験に照らして明らかである。

"academic freedom"は日本国憲法では「学問の自由」と誤訳されているが、正しい意味に従って訳せば「大学における学者の自由」というべきである。日本国憲法は言論・報道・結社の自由を保障しているから、一介の私人が自分の資力で学問を研究しその成果を発表し普及することについては、憲法上特に"academic freedom"の規定を必要としない。"academic freedom"とは、大学に在職する学者に対し、その研究教育の内容についての自由の権利を保障し、それらについて雇主（国公立大学では国家・地方自治体、私立大学では学校法人等、あるいはそれらの下部機関）の指示・介入を受けないこと、また学説・主張等の如何により解雇されたりその他の不利益処分を受けないことを保障することである。

"academic freedom"は「資本主義」が発達する遙か以前の15世紀以来の中世歐州における大学の歴史のなかで発達し、確立されてきた。このように社会体制(system)の中に「体制」(establishment)を批判する"academy"をもつことは、人類の叡智というべきものであり、「資産階級」あるいは「資産階級自由化」とは関係がない。現在の中国は「科学技術」の進歩を最重点の目標の一つとして掲げているが、"academic freedom"なしに科学が進歩しうる（また国際的な学術交流が成立ちうる）と考えるのは、学問の歴史を無視する非歴史的・非合理的な考え方である。中国共産党は学者・知識人を「臭老九」と呼ぶなど、これまで冷遇しすぎてきた。学者・知識人の academic freedom、言論の自由を尊重し、経済的な待遇の面でも優遇することなしに、科学技術の進歩を望むことは「木に縁りて

魚を求む」に等しい。

第三に、企業活動を活発化させ国際経済関係を盛んにしてゆくためには、共産党による厳しい情報管理を改め、情報流通を段階的に自由化してゆく必要がある。

西側諸国では英國のBBCや日本のNHKのように国家によって設立された報道機関でも、報道について一定の自主権をもっている（しばしば純民間の報道機関よりも自主性が弱いと批判されるが）。また民間の新聞社や出版社の多くでも、その株主やownerに対して、直接報道・言論の仕事を担当する人々の自立性を尊重することが定着した慣行となっている。中国でさしあたりは純民間の報道機関の設立や活動を認めないとしても、既存の報道機関の自主性の拡大や、国内・国外の出版物等の流通について段階的に自由化をはかるべきであろう<sup>42)</sup>。

最後に、現在の中国の状況下で情報流通の自由化[8B]と共産党専制[6A]が両立しうるか否か、ということが問われるかもしれない。これは再び純然たる政治学の領域の問題であり、ここで答えることはできない。もしその答が否であれば、情報の自由な流通を必要とする競争的市場機構と共産党専制とは両立しないということになる。しかし中国共産党が中国の経済を安定的に発展させ、国民の生活を年々豊かにし、人々に生き甲斐を感じさせるような政治を行ふことに成功すれば、共産党専制にせよ共産党指導の協商体制にせよ、当分の間は国民の多数は「体制」を支持し続けるのではなかろうか。

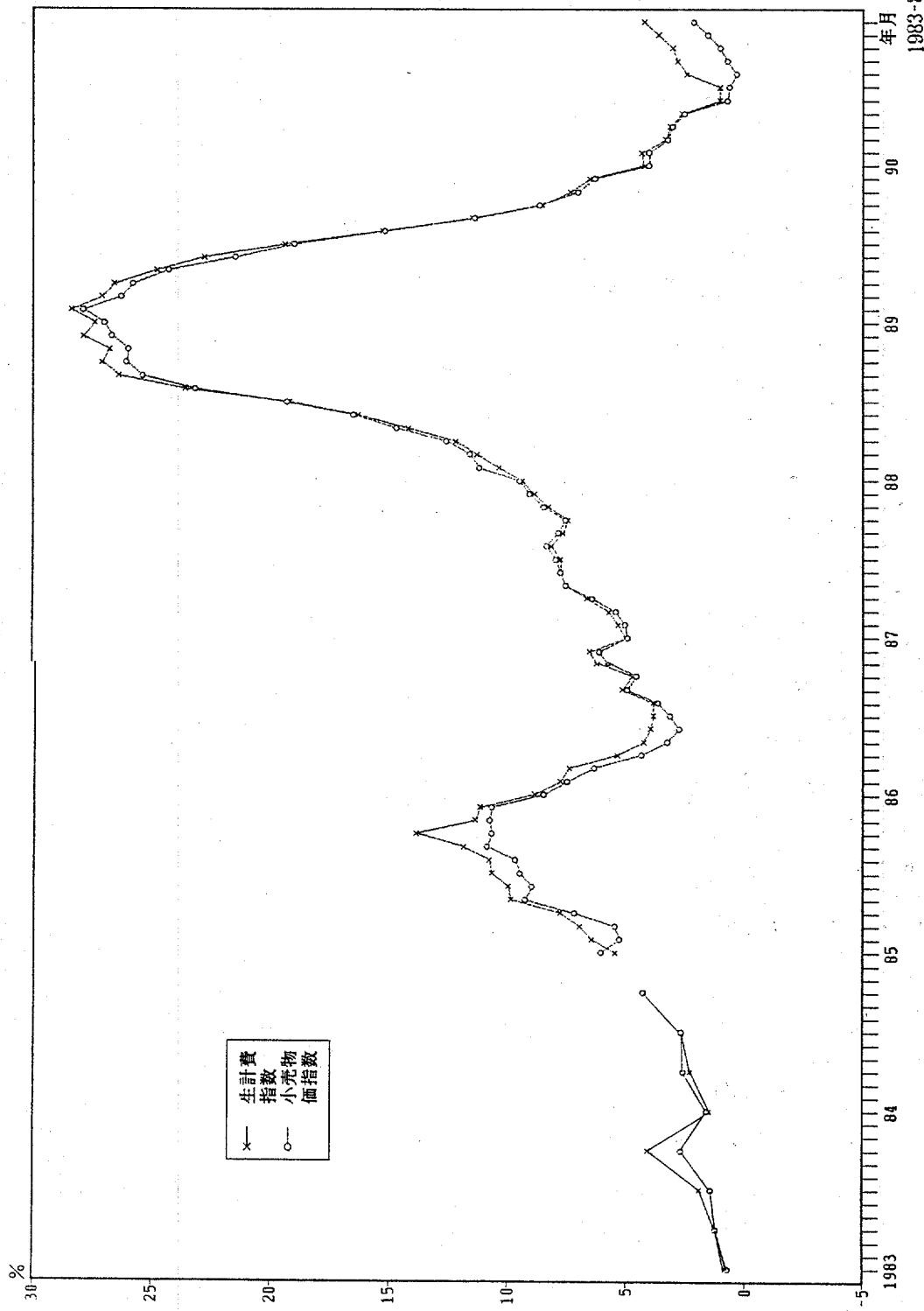
おわりに

近年中国に深い关心を寄せてきた日本の知識人・実務家の間に、天安門事件以後、中国に失望した、幻滅を感じたという人が少なくない。たしかに中国への日本人の关心は大きく後退し、たとえば学生達の中国語熱や中国旅行熱はかなり冷めてしまった。現在の時点で中國を取巻く国際的環境は厳しく、中国経済の前途ははなはだ多難であるように見える。

しかし私は中国の前途について楽観もしていないかわりに、悲観もしていない。天安門事件には失望させられたが、それほど厳しい幻滅を味わったわけではなか

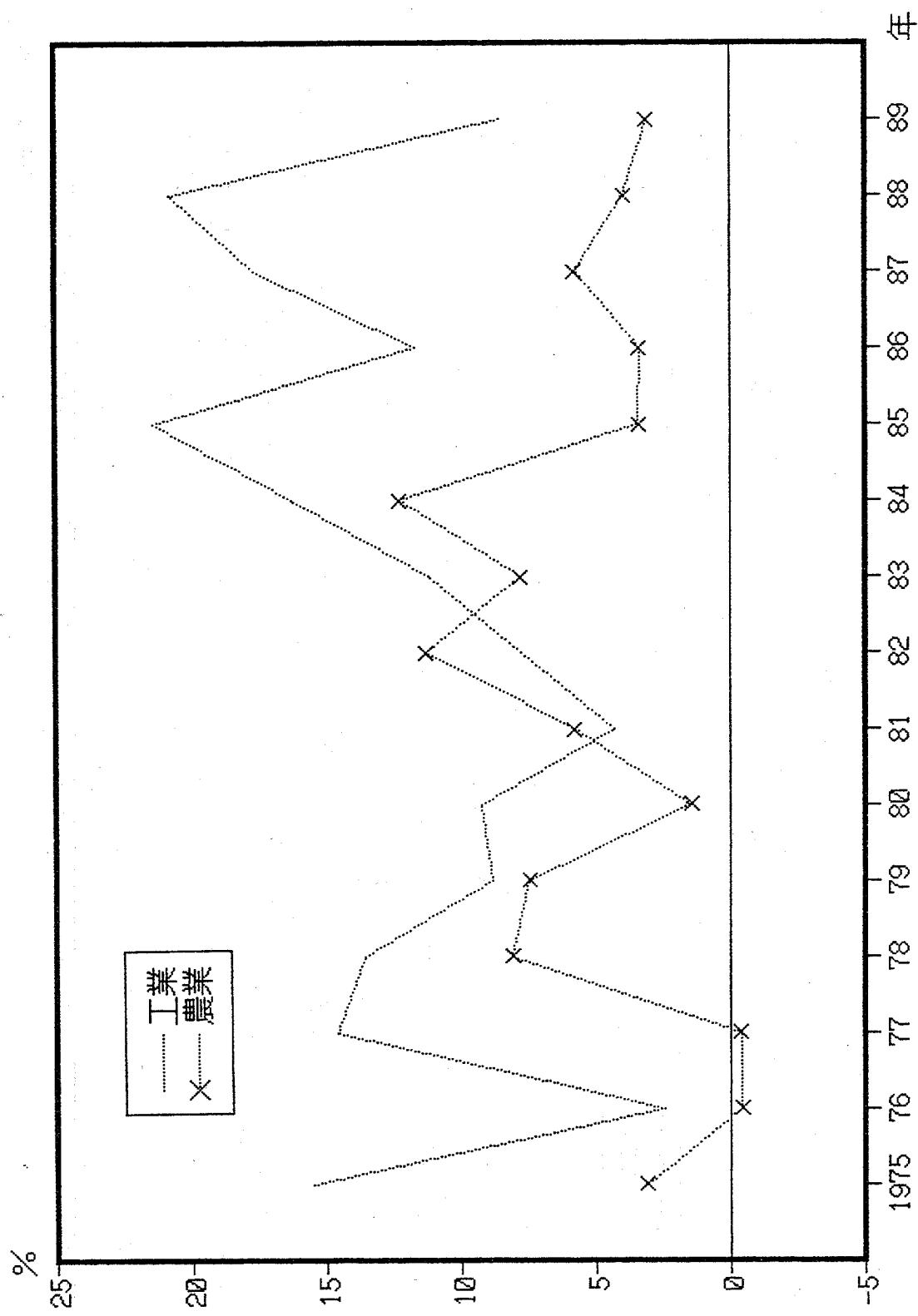
った。中国の現在の経済・技術・国民生活・学術等々の水準は、中国人のもつて  
いる社会的基礎能力、すなわちすでに達成している教育や衛生水準、組織能力等  
に比べてあまりにも低い。今後の適切な経済政策と「体制」改革によって、中國  
人の潜在能力を引き出し、中国の経済水準・生活水準を高め、中国独自の伝統を  
残し、その国情に適った独特の経済社会体制を発展させてゆくことが可能である  
に違いないと、いまでも私は確信している。

第1図 物価上昇率：1983-1990



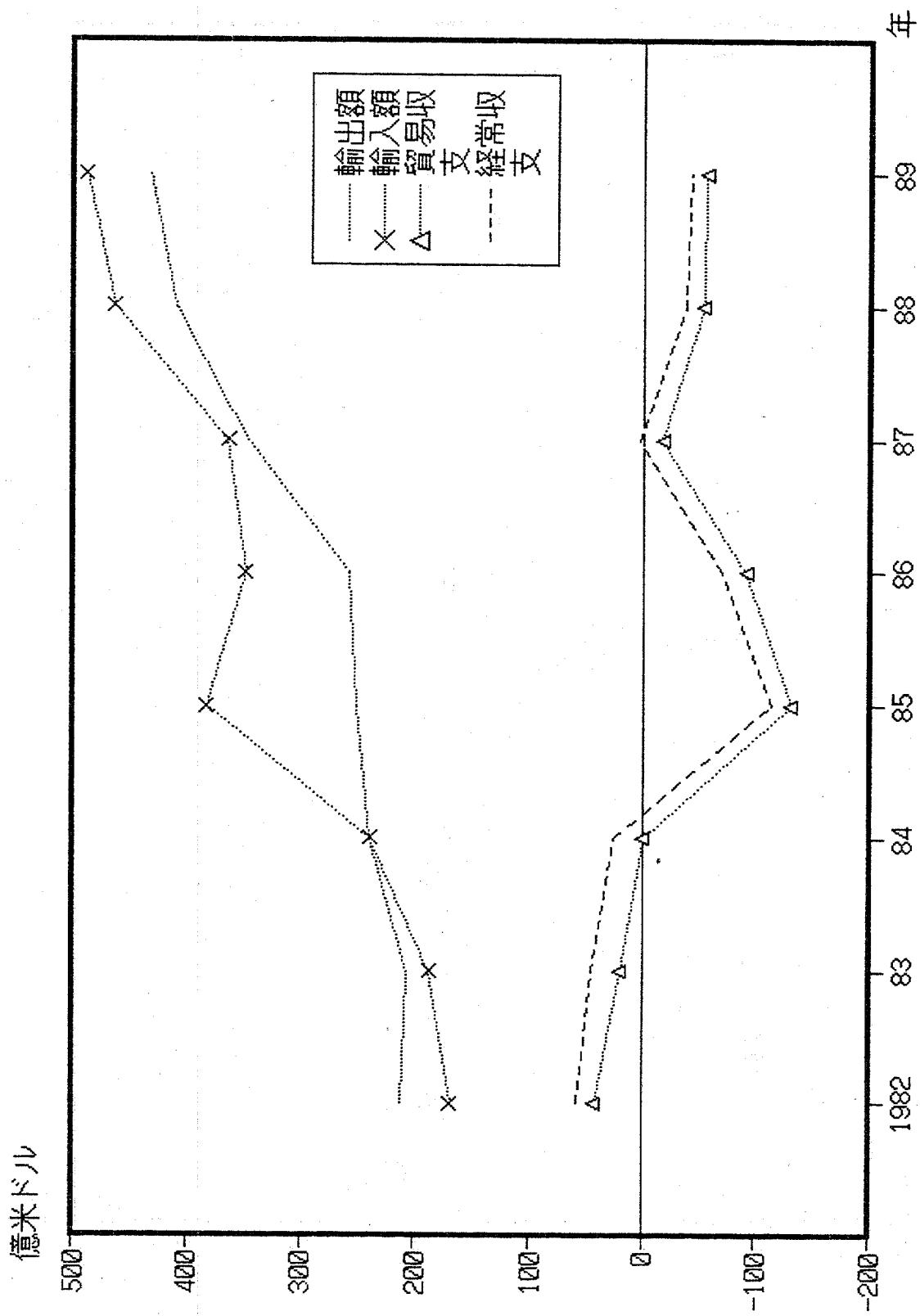
出所：『中国統計月報』。小売物価指数は「全国零售物価総指數」、生計費指數は「居民生活費用價格總指數」。いずれも前年同期比上昇率。

第2図 工業生産・農業生産の成長率：1975-1989



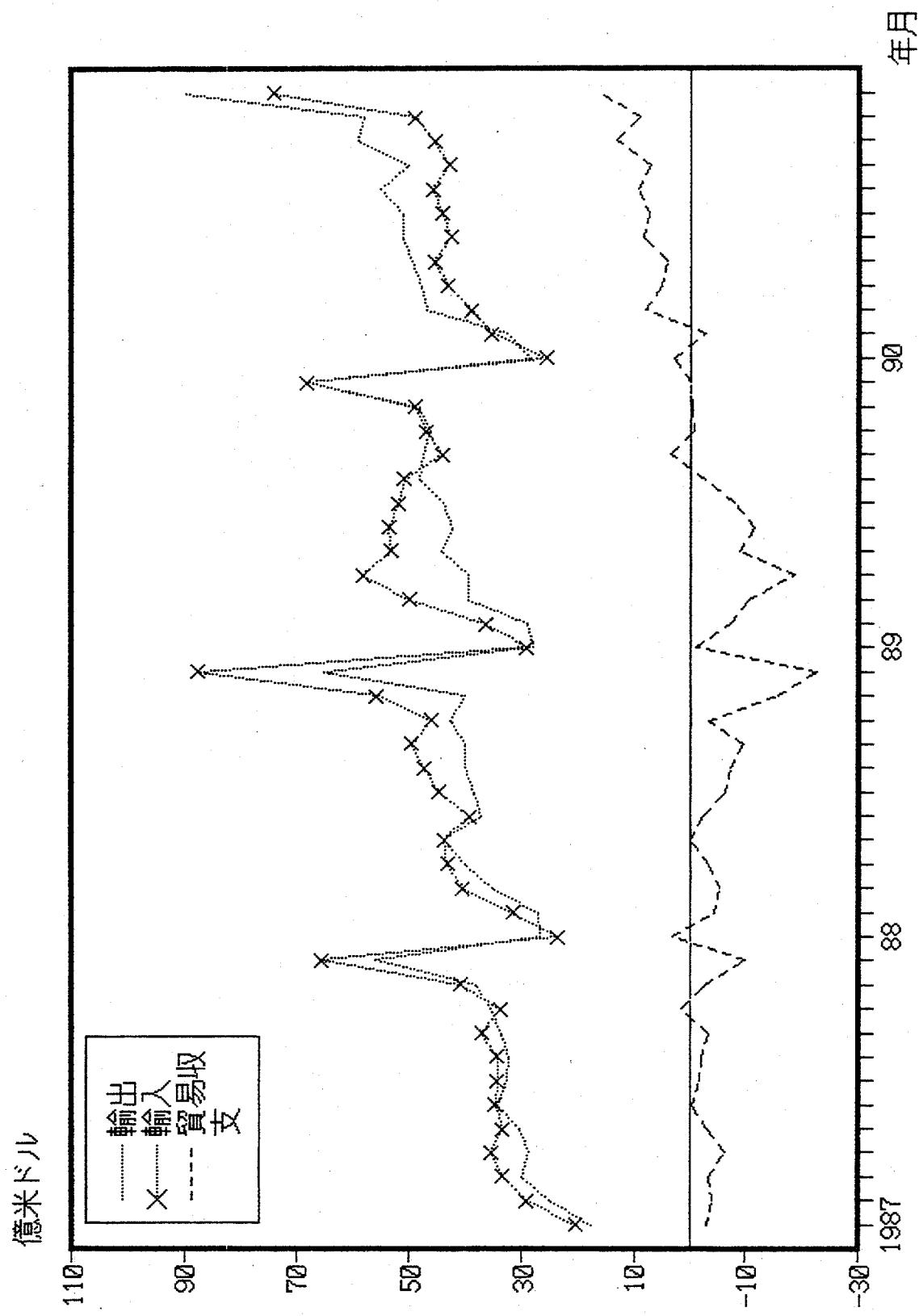
出所：『中国統計年鑑』。工業総生産成長率（「可比価格」すなわち実質）の前年同期比。

第3図 輸出入額・貿易収支・経常収支：1982-1989



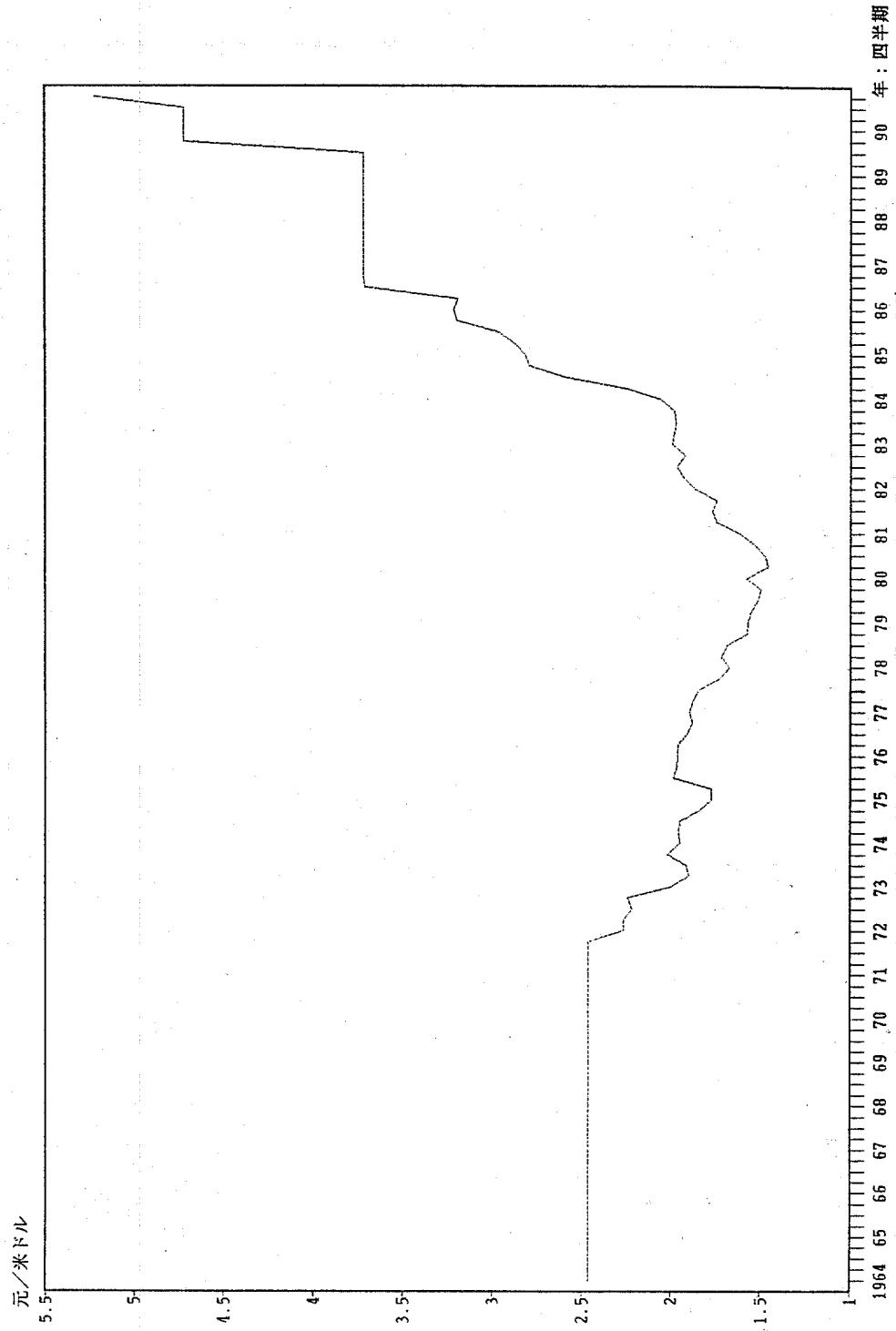
出所：IMF, *International Financial Statistics*.

第4図 輸出入額・貿易収支：1987-1990



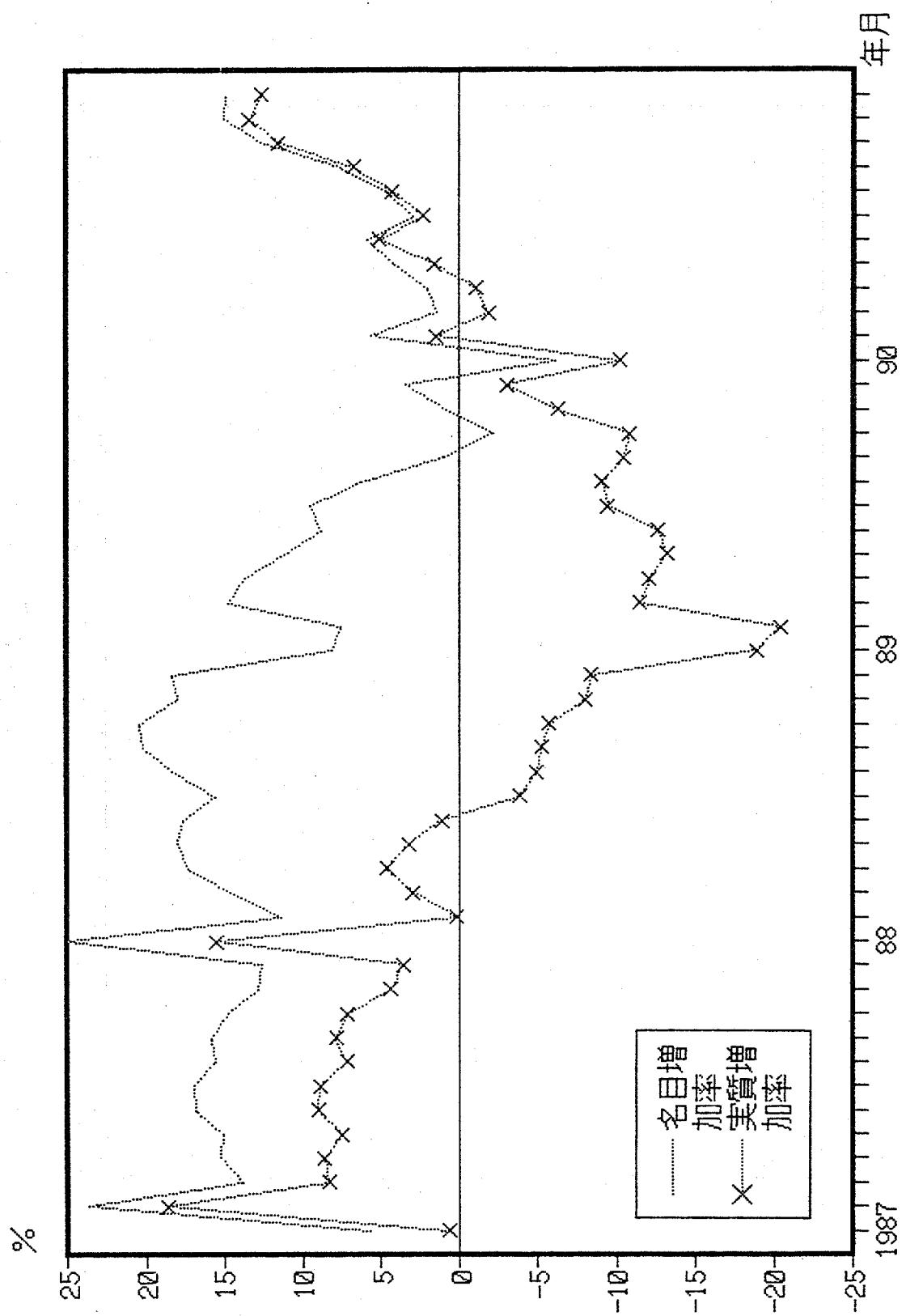
出所：『中國統計月報』。

第5図 人民元の為替レート：1964-1990



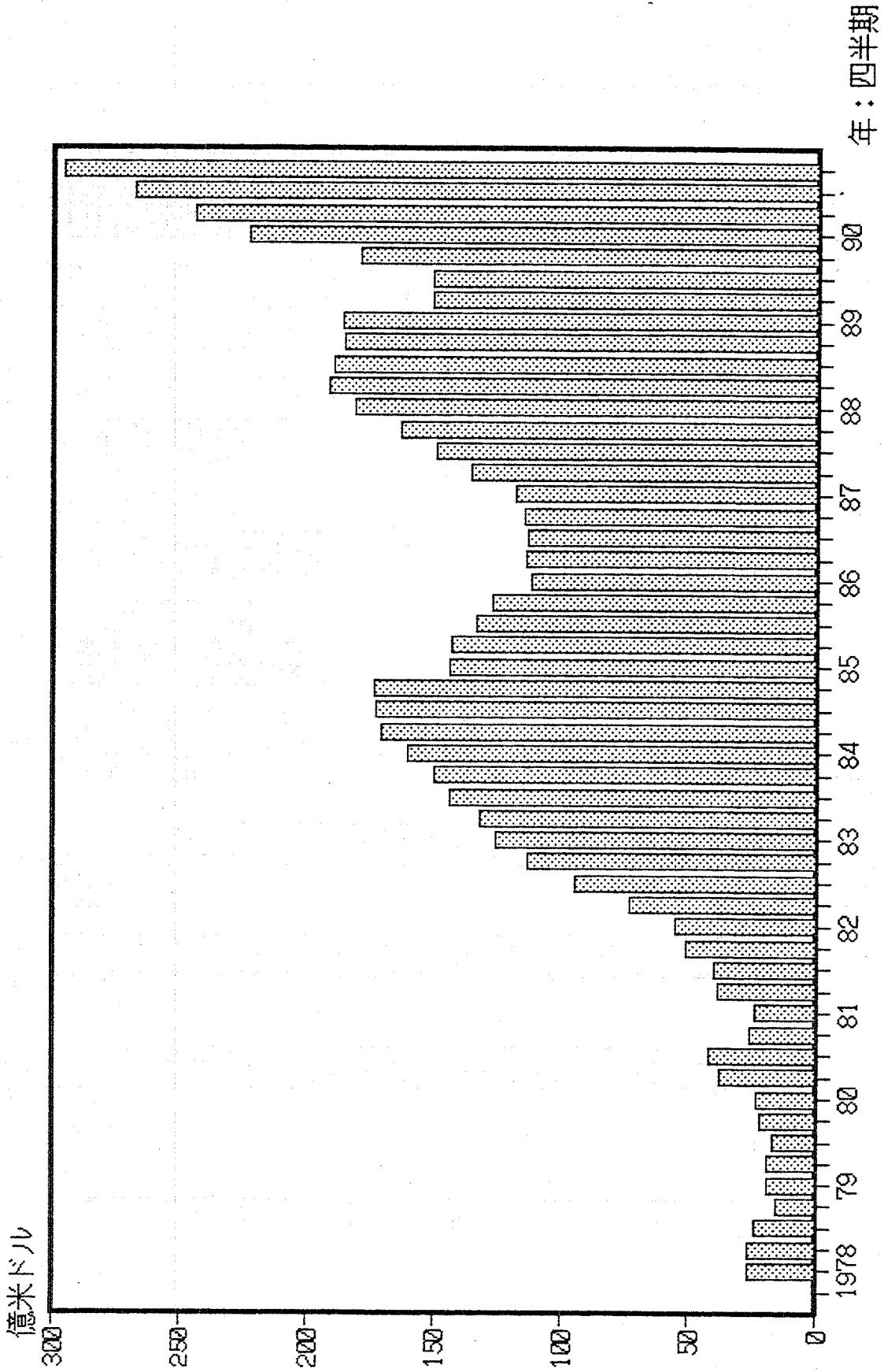
出所：IMF, International Financial Statistics.

第6図 工業生産増加率：1987-1990



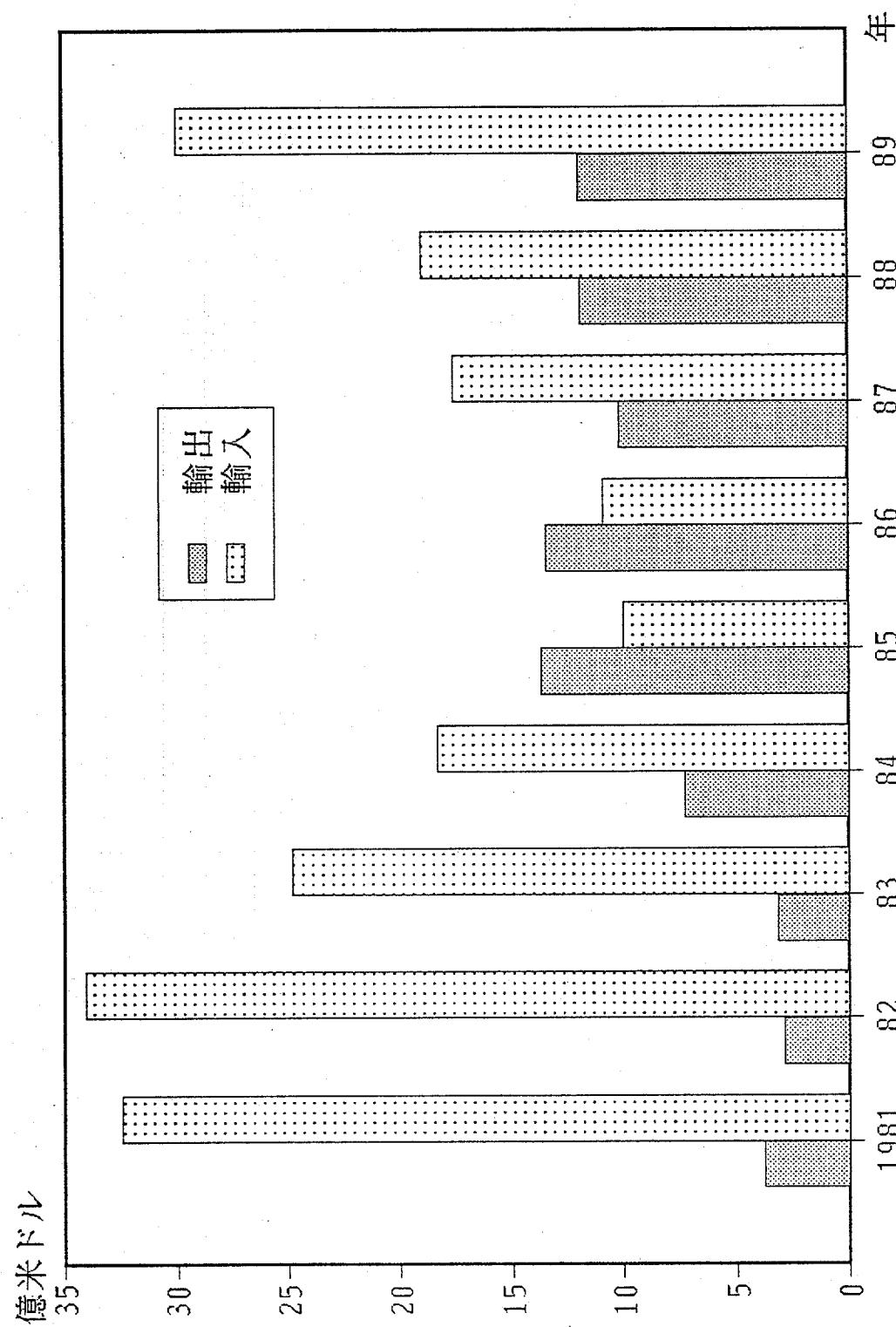
出所：『中国統計月報』。増加率はいづれも前年同期比。実質増加率は名目増加率から小売物価の上昇率（第1図参照）を差し引いたもの。

第7圖 外貨準備高：1978—1990



出所：IMF, *International Financial Statistics*.

第8図 製物類の輸出入：1981-1989



出所：『中国貿易物価統計資料』

第1表 旧ソ連型社会主义・私企業制市場経済・中国の現状の「体制」比較

	[A] 旧ソ連型社会主义	[B] 私企業制市場経済	[C] 中国の現状
[1] 生産手段の所有制	国有	私有 (集団所有を含む、また一部国有)	全民所有・集団所有 ごく一部は私有 (外国系企業・個人企業)
[2] 資源配分	中央集権的計画経済 (プラス自由市場)	競争的市場機構プラス誘導政策 (産業政策・地域政策等) 公共部門については財政 (租税徵収・指令による配分)	中央集権的計画プラス市場調節 (二重価格制)
[2'] 労働市場	労働市場は存在せず国家による分配	競争的市場機構	国家による分配が基本、労働市場は 萌芽的(合同工制度等)
[3] 所得分配	原則：能力あるいは貢献に応じた分配 実態：?	競争的市場機構プラス所得再分配 政策(所得税・社会保障等)	原則：能力あるいは貢献に応じた分配 実態：画一的官僚制賃金体系 (プラス市場機構)
[4] マクロ経済管理	中央集権的計画	財政金融政策	中央集権的計画 (プラス財政金融政策?)
[5] 國際経済関係	閉鎖主義・国家管理・双務貿易	国際的経済活動の自由・市場機構 自由・多角的・無差別の原則 GATT・IMF・OECD加盟	「对外開放」(しかし厳しい管理) GATT加入申請 IMF14条国
[6] 政治体制	共産党專制	議会制民主主義(複数政党制)	共産党專制
[7] 法治制	人治・党治	法治	人治・党治
[8] 言論・報道・情報流通	党の管理	自由	党の管理
		Academic Freedom	

## 注記

※ 本稿は第4回日中経済学術シムポジウム(1991年5月25日～27日)における討論のための素材として執筆されたものである。本稿は未定稿であり、筆者に断りなく引用したり複写することは差控えられたい。私は一人の学者として、きわめて率直かつ忌憚のない観察(observations)・感想・見解を述べた。しかし何分にも中国の国内事情をよく知らない外国人の遠見・高見の観察と意見であり、誤解に基づく点や適切でない点も少なくないと思われる所以、本稿の公刊(ことに中国語での発表)に際しては、中国側の参加者の批判・論評と勧告にしたがって改善し、また削除したいと考える。

本稿の中の事実にかんする記述は、特に注記したもののはか、新聞・雑誌等の記事、各種の資料に基づいているが、煩雑さを避けて、筆者の前稿「中国における1984～87年の『経済過熱』」と同様、ニュース・ソースを一々注記することはしなかった。それらのうちジェトロ(日本貿易振興会)『中国経済』(月刊)、『日中経済協会会報』(月刊)および同協会のその他の刊行物、霞山会刊『中国総覧』(1990年版)、山内一男・菊池直樹編『中国経済の新局面』1990年、法政大学出版会、等に負うところが特に大きかったので、ここで謝意を表しておきたい。また統計図表の作成につき通商産業研究所の福岡徹氏の手を煩わしたことについても謝意を表しておきたい。

- 1) (c)の範疇に属する事柄でもう一つの大きな事件は、1990年8月のイラクのクウェート侵攻によって惹き起こされた湾岸戦争とその結末である。しかしこれが中国をとりまく国際環境と中国にどのような影響を及ぼすかを評価することはまだ時期尚早であろう。ただ、これまで中国は年々かなりの額の武器輸出を行って外貨を稼いできたが、それが今後難しくなることは間違いないであろう。
- 2) 以下で記す事実は中国側の学者・専門家にとってすべて周知のことであろうが、一日本経済家の観察と感想を記して、中国側からの率直な批判・論評を求めたい。

- 3) 小宮隆太郎『現代中国経済：日中の比較考察』東京大学出版会、1989年、p. 166.
- 4) しかも上海・天津等の外貨交換センターでの実勢レートでは、1990年末には1ドル=7.43元となっており、人民元の交換性回復のためには現在のレートをさらに切下げる必要があると見られる。
- 5) 欧米諸国に比べれば、日本でも「ネポティズム」の傾向が強く、その恩恵を受けない人々の不満・批判・怨嗟の対象となることがある。しかし、公務員や民間企業の従業員のできるだけ公平な採用試験制度、昇任・昇級にかんする人事制度等によってその弊害は抑制され、現在ではこれが広範な社会的不満の根源となるほどのことはなくなっている。ただし国會議員・タレント・医師等の「世襲」傾向、就職の際の「コネ」等、現代日本でも東洋的ネポティズムの弊害は無視できない。
- 6) たとえば、もし天安門事件がなく、したがってそれに伴う西側諸国の「制裁」行動もなかったならば、イラクのクウェート侵攻によって発生した湾岸危機に際して（特にその終結の過程で）、中国はもっと積極的な外交活動を行うことができたのではなかろうか。
- 7) 日本の二、三の雑誌記事（*Foresight*, 1990年8月号、等）によれば、中国の現在の指導者たちのブレーンであり、「新保守主義」の旗手といわれる中国人新進学者何新氏は、(i) 現在米国は世界制覇を目指した国家戦略（アメリカ世界帝国の樹立）を展開しており、天安門事件もそのような米国の世界戦略と無関係ではない、(ii) 日本は米国と同盟すべきではなく中国と戦略的経済協力関係を樹立して中日両国を中心とする東太平洋経済圏を建設し、米国・欧州に対抗することが望ましい、という趣旨のことを主張しているとのことである。もしこのような主張がなされているというのが事実であるとすればそれは荒唐無稽というべきである。それは議会制民主主義国 の政治過程と現代の国際経済関係の現実について

の無智を反映するものであり、もし中国の指導部がこのようなプレーンの考え方傾いているとすれば、「危きかな」といわざるえない。

ソ連の経済的・軍事的後退によって米国はいまや世界の単一のスーパーパワーとなつたが、米国では行政と議会はそれぞれ独自の行動をとろうとし、議会内では共和党と民主党とがしばしば対立し、安全保障面や国際関係面で大きな成功を収めた大統領でも、必ず再選されるという保障はない。また米国内には伝統的な孤立主義の潮流（最近やや強まつた）を含むさまざまな政治的立場・意見があり、米国政府の外交政策は国内の世論、欧州主要国・日本はじめ各国政府の意向や政策、国際社会の世論動向によって制約されている。さらに米国は国内に経済的社会的難問を抱えている。米国が単一の世界戦略に基づいて行動しているというような考え方やいわゆる「和平演変」論は社会科学的にみて未熟かつ非現実的な考え方であり、米国が単純な世界制覇の戦略を展開するなどということはありえない。米国にせよ日本にせよ、天安門事件には、それが発生してから（あるいは発生する過程で）関与するのを余儀なくされたのであって、「外国反動勢力の介入」によってあのような事件が起つたなどという非難はまったく見当外れである。

つぎに日中の経済関係について、日本はGATT、IMF、OECDの加盟国であり、それら国際機関・協定の加盟諸国との自由・多角的・無差別の原則に基づく貿易・為替決済・金融取引・投資等を国際経済関係の基本としている。そしてこれらの国際機関・協定に参加している主要諸国が世界の経済関係の中心的な核になっている。中国が日本との経済関係を緊密にしようとするのであれば、まずGATT加盟の条件を満たして加盟を果たし、IMFにおいても通貨の交換性を確立して八条国に昇格することが先決であろう。中国がそれらの条件を満たさないうちに、日本がGATT・IMF・OECD加盟諸国と日本との経済関係以上の緊密な特別の協力関係を中国との間に樹立する可能性はまったくない。

米国にせよ日本にせよ議会制民主主義国であり独裁者あるいは少数の指導者が支配する国家ではないので、その国内政治過程は複雑であり、国民の多数の支持がなければ外交政策・国際経済関係の大きな展開はありえない。上記の(i), (ii)の主張のみならず、私が接觸する中国の学者たちの間に、時折この点についての基本的な理解を欠いた見解が見受けられる。

- 8) それらの一部は日本あるいはその他の西側諸国の政府が中国に対して「制裁措置」をとることに基づくものであるかもしれない。
- 9) もっともソ連経済の現状に詳しいワシリー・レオンティエフ教授 (Wassily Leontief, ノーベル経済学賞受賞者) は「ペレストロイカは宣言はされたけれども、まだ始まっていない」と述べている。W. レオンティエフ、小宮隆太郎の対談「ペレストロイカはまだ始まっていない」『通産ジャーナル』1991年2月号、pp. 32~37.
- 10) これらのことば事情をよく知っている人々には以前から明かなことであったが、当該国政府・共産党および世界の「社会主義」勢力は従来それを頑なに否定してきた。
- 11) 従来の中央集権的な計画経済制度（生産計画、物資の統一買付・分配制度、銀行制度、賃金制度等）や共産党専制政治のような政治経済体制の根幹のみならず、われわれが気付く中国の諸制度のなかには、大学とは別個の科学アカデミー（科学院・社会科学院）制度、ドル・ショップ（友誼商店）、国内出版物の国外持出しに対する厳重な規制等、ソ連がはじめに採用し、中国がそれに習い、今日でもそれが継承されている制度は少なくないようと思われる。
- 12) 1990年中の中国の貿易収支の目ざましい改善について、それが(1)国内総需要の抑制、(2)輸入割当制の厳格化などの直接的規制手段、(3)人民元為替レートの切下げ（1986年秋1ドル3.72元、1989年末4.72元、1990年11月5.22元）のそれぞれがどの程度寄与しているのであろうか。この点にかんする詳細な分析を知りたいところである。
- なお、中国の貿易収支がこれほど速やかに、かつ大幅に改善したのは、いまから一年半程前の私の見込みとは大いに違っていた。私は天安門事件以後中国の国際収支の悪化が長引き累積債務状況がかなり深刻になるのではないかと予想していたが、幸いにして私の予想は外れ、1990年中の貿易収支の大幅黒字化により中

国の対外純投資ポジションは改善し、外貨準備高は大幅に増加した（第4図、第7図参照）。しかし中国は、不測の事態による累積債務の困難を避けるため、今後できるだけ外国からの借款等に頼らず、G N Pに対する対外債務の比率や“debt service ratio”を着実に引下げてゆくべきであろう。

13) この点にかんして私が散見した中国経済関係の記事によると、中国の一部の関係者の間では、「現在、国民大衆が莫大な額の現金・貯金を保有しているが、この購買力は『眠れる虎』のようなものでそれが市場に出てきて消費財を追いかければインフレ再燃は必至である」という趣旨の考え方があるように見受けられた。しかし消費者が預貯金の形で當時巨額の購買力をもっているのは、先進工業諸国ではごく普通のことである。それが市場で消費財等を追いかける購買力に転化してインフレを引き起こすか否かは、(1)預貯金の利子等、(2)人々がもっている「インフレ予想」、(3)国民経済全般の供給力の状況（輸入を含む）等に依存する。この点にかんする中国での論議には(1)～(3)の諸要因についての分析が欠如しているように見受けられた。

14) 中国経済の現状にかんする「流動貨幣不足説」や「需要不足説」は、私の推測では、この「不況の合理化機能」を正しく理解しないことからくる考え方であるように思われる。

15) 日本企業の場合、欧米の企業とは異なり、「正規」の従業員を解雇することはほとんどしないが、臨時工・社外工・パートタイマーを解雇し、超過勤務を削減し、過剰になった社内の従業員を、追加人員を必要とする子会社・関連会社等に出向・転職させ、またボーナス等を減額して、過剰労働力と労務費を極力圧縮する行動をとることは、欧米企業とかわらない。

16) これは日本において不況（あるいは景気後退）がもたらす「輸出ドライブ効果」とよばれる現象である。1990年中の中国における貿易収支の顕著な改善も、このような効果の作用が寄与したためかもしれない。ただし、最近の日本では好況が長く続いているのでこのような現象はしばらく観察されておらず、また最近、

次の不況期にはおそらく従来のように「輸出ドライブ効果」は働かないであろうという説がある。

- 17) 私がかつて参観した中国の繊維品の工廠では、輸入棉花は半年毎に輸入割当を受けて購入するので、輸入棉花の在庫は年間を平均して大体三ヶ月分以上もっているとのことであった。日本の企業の場合、そのようなことをすれば在庫の金利コスト（及び倉庫費用）が嵩むので、原棉について輸入割当が行われていた時期でも、企業は原料棉を生産計画に合わせて少しづつ購入し、在庫コストを節約していたと思われる。また中国の工廠で、計画に従って生産すれば国が買上げてくれるが、製品の売行きがよくないので国が買上げた製品の大量の在庫が工廠内の倉庫に保管されており、いまや保管場所がなくて困っているという話もしばしば聞かされた。
- 18) 本来の「企業」とは何かについて、および日中企業の比較については、小宮隆太郎「競争的市場機構と企業の役割」『現代中国の経済システム』総合研究開発機構編、筑摩書房、1986年（小宮『現代中国経済：日中の比較考察』前掲、に再録）、を参照せよ。
- 19) この点にかんして、中国のトップの指導者は、自らの子弟の多くを海外に留学させてきたが、彼らの親子の間の価値観のギャップ、パーセプション・ギャップは将来一体どのようになるのだろうか。
- 20) 日本の場合、金融機関のなかには純然たる民間のもの（その中には信用金庫・信用組合・農協・生保等「集団所有」のもの、農林中央金庫・商工組合中央金庫のような特殊なものもある）と政府関係機関（国有）である日本開発銀行、日本輸出銀行、九つほどの「公庫」がある。それらはいずれもそれぞれ独立の法人であり、民間のものは経営が悪化して事業が継続できなくなれば倒産しあるいは他の金融機関に吸収され、政府系機関の場合には経営の基本的な枠組みが国家予算とともに毎年国会で議決されているから経営困難に陥ることは考えられない。中国の金融機関の場合にはこのいずれの形もあてはまらないよう見える。

21) 日本（および他の西側諸国）では中央政府の権限と地方政府（日本では地方自治体、すなわち都道府県・市町村等）の権限の配分は法律で厳格に定められている。たとえば地方自治体が徴収しうる税は法律で定められており、また中央から地方に配分する「地方交付税」（中央政府の徴収する税である所得税・法人税・酒税・消費税・タバコ税の税収の一定割合）についても法律上の明確な規定がある。中国では中央と地方の税源・税収の配分についてどのように定められているのであろうか。

別の例を挙げると、最近の中国の「経済過熱」の過程で各省人民政府は他省のある種の生産物（工業製品）が自省内に入ってくるのを阻止し、また自省で生産されたある種の産物（主として原材料たとえば生糸など）を自省内での加工用あるいは自省からの輸出用に確保するために他省向けの出荷を禁止したという報道がしばしば見かけられた（これらを「地域封鎖」と呼ぶらしい）。一体、各省人民政府は国内の各省間の取引および国際貿易取引についてどのような権限をもつと法律上定められているのであろうか。米国は連邦国家であり、一般的にいって各州政府の権限は日本の都道府県の権限よりもはるかに強いが、原則として憲法上の規定により各州政府も連邦政府も国内の州際(interstate)経済取引を禁止したり抑制したりすることはできない（例外的には動植物検疫上の理由である州に他州からある種の動植物を持込むことが規制されることがあるが）。他方、また国際貿易にかんする関税賦課や輸出入の制限については、憲法により連邦政府が独占的な権限をもっており、各州政府はこれに干与できない。

中国は膨大な人口を擁し、地大物博の国であるから、中央集権的な統治は困難であり、各地方に十分な自主制を与えた連邦制を採用することが望ましいであろう、という意見が、日本をはじめ西側諸国には多い。しかし私には連邦制を採用するか否かという問題以前に、現在のような中央・地方政府制度をとるにせよ、連邦制をとるにせよ、中央・地方の間の関係と権限配分について「法治」を確立することが先決問題であるように思われる。ソ連は連邦国家であるが、中央・地方の関係について「法治」が確立されていないのでさまざまな混乱が起っているのが現状である。

- 22) 小宮、前掲書、pp. 38~39、参照。
- 23) しいて挙げれば先進工業国でも開港都市の一部が自由港（保税工場）地域として指定された例や、開発の遅れた地域への外国企業の直接投資を優遇する例がある。発展途上諸国では韓国や台湾の自由貿易地区、メキシコの"maquilladora"制度など、かなりの例がある。
- 24) 明治期の日本は欧米列強とのいわゆる「不平等条約」によって、片務的（条約当事国の方のみ）に一律 5 % の関税以外には関税を賦課しないことを約束させられた。しかしそのことは明治政府が「殖産興業」の産業政策を開拓することの妨げにはならなかった。現在の GATT は、輸出補助金については規制措置を定めているが、自国内向けの製品を生産する産業への育成措置を禁止しておらず、とくに発展途上国の国内産業保護政策に対しては概して寛容である。
- 25) 「近代化」および日本の近代化にかんする最近の優れた著作として、富永健一『日本の近代化と社会変動：チュービンゲン講義』講談社学術文庫、1990年、を挙げておきたい。
- 26) しばらく前に最近刊行された文革についての歴史書が禁書になった（「一般発刊」禁止の処分を受けた）と聞くが、事実であろうか。
- 27) それに対して中国では、天安門事件以後の趙紫陽前総理についての中国当局の処置を見ていると、いまだに人身保護法の観点がまったく欠落しているように見える。つまり、少なくとも新聞報道からは趙前総理が身柄を拘束されているのかいないのか、また拘束されているとすれば、いかなる法律的根拠・手続きによるものであるのかが、はっきりしないのである。
- 28) 基本的人権の問題や次に述べる「法治」の問題について中国の人々と話していると、「中国では近代化が始まったのはごく最近で、外国勢力の支配・介入もあり、封建制の残滓あるいは封建的な傾向が残っているのはやむをえない」とい

う趣旨の返事が返ってきて驚かされることがしばしばある。私の理解では封建制とは主として西欧中世および江戸時代とそれ以前の日本に見られた特殊な経済社会システムである。武力をもつ武人階級のなかの君主が臣下に世襲的な「封土」を与え、封土を与えられた領主は君主に忠誠を誓い、その「封土」に縛られた「農奴」から年貢を徴収することによって封建社会が成り立っていた。中国にこのような意味での封建制があったとすれば、それはかなり遠い時代のこととて、宋・元・明・清などの中国の大王朝の時代の経済社会は西欧の封建制とは異なったシステムであった。現代の中国に封建制あるいは封建性が残存しているわけではなく、要するに中国では、ここで述べているような「近代化」と「法治」制の確立の過程が十分に進んでいないのではないかろうか。

- 29) 一つの国家の「近代化」のもう一つの構成要素として重視すべき条件は、国民のなかの世襲的な身分差別（貴族・市民・奴隸・農奴・ある種の宗教の信者等々）を廃止し、国家がすべての国民を少なくとも「機会」(opportunities)の上で平等に遇することであろう。戸籍上の農民と都市住民が区別され、かつ人口移動・就職についての制限が厳しい（それは都市における食糧難・住宅難・失業問題等についての考慮に基づくものであったことは理解できるが）中国の現状には、この点について問題が残されているように思われる。
- 30) 一例をあげれば日本国憲法は人種・宗教・性・門地(?)等による差別を禁止し国民を平等に扱うべきことを規定しているが、これは国家機関による差別の禁止を規定しているのであって、たとえばキリスト教系・佛教系の私立学校が教員の採用や学生の入学に際して信者を優先的に扱うことは何ら憲法に違反しない。
- 31) ただし、司法部の独立性といつても最高裁の判事は内閣（または大統領）によって任命される（国会の承認が必要である）ので、絶対的なものではありえない。
- 32) 小宮『現代中国経済：日中の比較考察』前掲、pp. 352-53, pp. 91-95, pp. 109-110, 参照。なお、社会主義を正しいもの、いずれは栄えるもの、資本主義は遠

からず滅びるもの、邪悪なものとして対置させてきたマルクス経済学が、日本でも（他の多くの西側諸国では以前からそうだったが）いまや若者たちに対して説得力を失ってしまった。マルクスが『資本論』のなかで展開した経済理論は、19世紀のある時期のある種の局面については若干の妥当性があったかもしれないが、今日ではそれが現代の私企業制市場経済に妥当しないことが明らかになった、と私は考える。「利潤率の傾向的低下の法則」とか、「資本主義の発展とともに労働者と資本家階級との対立・矛盾がますます激化し、プロレタリア革命は不可避となる」とか、「先進資本主義は世界の中の後進地域に対する帝国主義的支配なしには存続しえない」といったマルクス経済学の中心的命題の多くが基本的に誤りであったことは、第二次世界大戦後の各国経済の発展の歴史に照らして明らかであろう。

また「資本はそれ自身価値を生み出すものではなく、ただ労働者を搾取することによって自己増殖する」というマルクス経済学の「労働価値説」を、いまや中国やソ連の指導者が信じていないことは、それらの国が西側諸国から巨額の借款を借り入れ、民間企業の直接投資を熱心に誘致していることからも明かであろう。外国の資本が、利子支払や投資収益の負担を伴うだけでなんらの「価値」も創り出すこともなく、もっぱら自国の労働者を「搾取」するのであれば、外国からの借款借り入れや直接投資誘致は愚かなことである。

33) 昨年秋ラトヴィアのヴィリニウス市でソ連の連邦軍が市民の抵抗を排除して建物を占拠しようとして発砲し、死傷者が出た事件についても、それが合法だったのか不法だったのか、誰の責任によって行われたのか未だにはっきりしない。また白ロシア共和国では、共和国に建てられていた1,700余基ものレーニン像のはんどんなどを白ロシアの市民・当局が撤去したのに対し、ゴルバチョフは「文化的記念物を破壊してはならない」という大統領令を出したが、共和国側はそれを無視し、いくつかの箇所では白ロシア人の愛国詩人等の像によって置き換えたとのことである。これらの事態はいずれも「法治」の状態とは程遠い。

34) 日本総合研究所・中国社会科学院工業經濟研究所編『現代中国経済辞典』1982年、pp. 19-26、による。

35) 小宮『現代中国経済：日中の比較考察』pp. 44-46, pp. 91-95, 参照。

最近ヤーノシュ・コルナイは生産手段の公有（プラス集団[協同組合]所有）と競争的市場機構との両立は難しいという主張を述べている。J. Kornai, "The Affinity between Ownership Forms and Coordinating Mechanisms: The Common Experience of Reform in Socialist Countries", Journal of Economic Literature, Vol. 4, No. 3 (Summer 1990). しかしここで詳細に論じるわけにはいかないが、コルナイが想定しているのは、経済全般に中央集権的な政府介入が広汎に行われる状況のようである。究極的には公有ないし集団所有であるがそれぞれ自立性の十分に高い企業が相互に競争するような市場経済は、理論的に考えて十分 workable である、と私は考える。

36) 小宮、前掲書、pp. 76-82. なお、私はこれらの企業は必ずしも株式会社とする必要はなく、日本の各種の公企業と同じようなものであってもよいと考える。もし株式会社制を導入するとしても、社会主义的公有制の建前から個人株主は認めるべきではなく、ましてや証券取引所を創設する必要はないであろう。個人資金の動員のためには西側諸国の社債に相当するものを発行すれば足りるであろう。

37) 小宮、前掲書、第4章全般、ことにp. 172の記述を参照せよ。

38) 中国において1985年以降再度の激しいインフレが生じたのにもかかわらず、われわれの目からすれば金融政策の担当機関である中国人民銀行の責任者に対してなんら責任追究がなされないのは、もともと誰が貨幣発行について最終的な責任を負うのか、責任体制がはっきりしていないからであろう。

39) 私が1986年に四川省成都市の西南財経大学に六週間滞在していたときに、われわれ外国人が目を通すことのできた新聞・週刊誌は『人民日报』、『四川日报』、『蓉城晚报』、二、三日遅れの『文汇报』、China Daily、『北京周報』等にすぎず、それらはいずれも党の機関紙またはそれに準じるもので、その報道量は一流の国際的新聞に比べて微々たるものであった。相当量の外電の翻訳を掲載する日

刊の『参考消息』は、十何級か以上の幹部のみが読むことのできる「内部資料」は外国人はもとより一般の中国人も見てはならないものとされていた。中国は日中投資協定によって中国に進出する日本企業に対して原則として内国民待遇を与えることを約束したが、いまのような外国人差別は解消されたのだろうか。

なお、本文で述べた外国の新聞・雑誌の中国国内への持込みや、「内部資料」への外国人のアクセス等について、ここで紹介した法律（規則？）上の規定と実態との間には、大きなギャップがあるようである。これはまさに「法治」の問題であって、外国人の側からすれば、「実際にはかなり自由なのですよ」というような応答はなんらの満足をもたらすものでない。

40) もっとも後二者については、もともとその意味がはっきりしていない。

41) ヤーノシュ・コルナイ (Janos Kornai) の Economics of Shortage, North Holland, 1980, ほか、諸著作を参照せよ。

42) この点に関連して、ソ連では経済改革に先行して“グラスノスチ”が進んだために收拾のつかない政治的経済的混乱が生じているとしばしば論ぜられるが、私はそうは思わない。多くの国民が自由な報道により、より良く事実を知り、またある問題についてさまざまな異なった意見が出てくることは、長い目でみてその社会の弱点ではなく強みになることであると信ずる。日本でも軍国主義の時代には「民はしろしめる（治める、管理する）べく、知らしめるべからず」という思想があったが、それは当時の支配者の弱みの現れにほかならなかつたし、事実、日本軍国主義は崩壊した。

The Political Economic Process from 1987 to 1990 in China and  
Problems in Reforming the Regime

by

Ryutaro Komiya

Director-General, Research Institute of  
International Trade and Industry

July 1991

Abstract

Three major events having important bearing on the Chinese political economic process or closely related to it took place between 1989-90: the second "economic overheating" of 1988-89, the Tian-anmen incident, and the dismantling of the old socialist system in the Soviet Union and Eastern Europe. One factor in the background of the Tian-anmen incident was economic and social instability caused by the second economic overheating and the resulting acceleration of inflation and public dissatisfaction with corruption in the inflationary process.

If we look back at the economic reform of the urban state-owned sector between 1984-90, little substantial progress was made. Despite the inflation experienced in the periods of 1985-86 and 1988-89, the price system has not yet been rationalized, and supplies of basic materials, energy, and transportation are still severely limited. Reform of the system of state-owned enterprises has not progressed much, and it may be some time before the formation of well-functioning enterprises will occur. In finance, the supply of funds for busi-

ness investment has largely changed from public finance lending to bank financing, but the banks themselves are still more administrative organizations than commercial entities. The demarcation of administrative responsibilities between central and provincial governments is not yet clear nor stable. Foreign trade and special economic zones for foreign direct investment have developed, but foreign trade and other external economic transactions are strictly controlled by the various central and provincial governments, and China has not been accepted as a member of GATT. After Tian-anmen, the West applied economic sanctions, and their effects remain today.

To carry out the "four modernizations" that have long been the primary goal of China's national policy, it is necessary to satisfy the following conditions: rational thinking; respect for the rights of individuals and private groups and a clear specification of their duties; and, to install a system of "rule by laws" instead of "rule by a person or persons in power" or "rule by the party." Present-day China is far from satisfying these requirements.

When one thinks of the two political economic systems -- the old Soviet Socialism and the West's private enterprise and market system -- one notices there are problems of consistency in China's present regime. The market mechanism may function satisfactorily with a major part of the means of production under national or collective ownership, but it is necessary to establish the freedom to collect and disseminate information in order for the market mechanism to function efficiently. It is also necessary to free businesses, administrative organs, and judicial organs from "rule by a person or persons in power" and "rule by the party" and to place them under "rule by law."